

公共住宅建設工事共通仕様書説明会 (平成19年度版)

関 係 資 料

公共住宅事業者等連絡協議会
公共住宅事業者等連絡協議会 地方協議会

目 次

1. 公共住宅建設工事共通仕様書（平成19年度版）の主な改訂項目一覧

- 1-1. 仕様書改定概要
 - 1-2. 総則・調査・建築編
 - 1-3. 電気編
 - 1-4. 機械編
-
-

1. 公共住宅建設工事共通仕様書

(平成19年度版)の主な改訂項目一覧

1 - 1 仕様書改定概要

公共住宅建設工事共通仕様書（平成 19 年度版）の改定概要

1. 改定の基本方針

(1) 建築基準法等関係法令改正への対応

建築基準法、告示の改正、新 JIS 制度施行等に対応した内容とする。

(2) 引用する公的規格等の改正との整合

工事共通仕様書において引用している JIS、JAS、JASS 等の公的規格で、改定が行われたものについて、その改定内容に整合させた見直しを行う。

(3) 環境問題への対応

住宅等の建設に係る環境問題としては、建設、解体工事における大気汚染、建設副産物処理などの地球規模での環境問題、建材に含まれる化学物質による室内空気質汚染など人体の健康という視点で見た環境問題が挙げられ、いずれも社会問題としてマスコミ等でも取り上げられ、法令の施行が行なわれており、以下の点について規定する。

①アスベスト含有建材に対する措置

アスベストについては、平成 17 年の社会問題化以降関係法令が整備され、「石綿による健康等に係る被害の防止の為に大気汚染防止法等の一部を改正する法律」において飛散性アスベスト含有建材の使用が全面的に禁止された事を受け、公住仕においても建材におけるアスベスト含有の確認、及び含有建材を使用しない事を規定。

②断熱材においてノンフロン品を規定

「京都議定書目標達成計画」及び「グリーン購入法」ではノンフロン化の促進、及び代替フロンの不使用が規程され、JIS においても発泡プラスチック保温材のノンフロン建材が追加されたことからその使用を規程。

(4) 新技術・新材料・新工法の導入等

新技術として、建築技術試験場における研究成果及び関係業界等へのヒアリング等による新材料、新工法の導入を行う。

(5) 会員意見等のフィードバック

事連協会員の意見収集、関連する業界からの要望事項、意見等聴取し、仕様変更等により品質を確保する。

(6) 「公住仕 別冊 部品及び機器の品質・性能基準」の対象機材整理

材料についても品質の担保が必要であるとの考えから、別冊名称を「機材の品質・性能基準」に改称し、対象材料の追加を行う。

JIS、JASS 等の無い機材については、公開されている規格の中で公的性格の強い BL 規格を準用し、BL 規格の無い機材についてはメーカーヒアリング等により実態に合わせた独自規格を採用することにより出来得る限り整理するものとする。

(7) 他の公共仕様書等との整合

公共建築工事標準仕様書(平 19 年 4 月改定)との整合を図りつつ、公共住宅用の標準仕様書として、使い勝手の良いものを目指す。

1-2 総則編、調査編、建築編

平成19年度版 公共住宅建設工事共通仕様書 主な改定内容一覧

項目	主な改定内容		備考
	改定内容	改訂趣旨	
総則編			
1章	■一般共通事項		
1.1.3	設計図書の適用	(1)質問回答書を順位1番に規定 (5)別冊名称を「機材の品質・性能基準」に改定	図書の優先順位を明確化するため
1.1.8	技術者名簿の提出	1「工事現場の技術者」→「工事現場に配置された請負者」改定	請負者の技術者の名簿とする
1.1.10	工事実績情報の登録	CORINS登録はJACICによる 改定	金額、日数等もJACICによることとした 営繕仕様書との整合
1.2.5	電気保安技術者	電気保安技術者について規定 追加	営繕仕様書との整合
1.2.6	施工中の安全確保	2 手すり先行専用足場型等の指定 追加	国交省事務連絡事項を記載
1.2.9	排出ガス対策	(1)第1次、2次基準に加えて第3次基準も標準とする 改定	平成18年に制定された新告示に対応
1.5.1	環境への配慮	(3)ノンアスベスト建材を指定 追加	環境配慮の材料として紹介 営繕仕様書との整合
1.5.2	機材の品質	2(1)JISの自己適合宣言品は除く 追加	新JIS自己適合品をJIS品として認めるには 時期尚早であるとの判断
1.6.10	化学物質の室内濃度測定	化学物質の室内濃度測定を特記によるとして規定 追加	営繕仕様書との整合
調査編			
1章	■敷地調査工事		
	なし		
2章	■地盤調査工事		
2.1.3	業務実績情報の登録	新たに記載 TECRIS登録	CORINSとの整合
建築編			
1章	■一般共通事項		
1.1.3	関連工事との取合い	より詳細な記述に改定	施工実態との整合
2章	■仮設工事		
2.2.1	敷地の状況確認及び縄張り	基準巻尺のJIS品指定	営繕仕様書との整合
3章	■土工事		
3.2.1-5	根切り	根切り機械掘りの原則、人力掘りの記述削除	根切りの方法を指定する必要性がないため
3.2.4	地ならし	「建築G.L.の高さに」→「特記による」	地ならしの高さは敷地周辺状況によって変わってくるため
3.3.2	山留めの施工	山留めの施工について追記	従前に記載がなかったため
4章	■地業工事		

平成19年度版 公共住宅建設工事共通仕様書 主な改定内容一覧

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改訂趣旨	
	全体		一般事項、工法を整理し再構成	より使いやすい構成とする
4.1.3	施工一般		近隣対策、監督員との協議事項を追記	品質管理上有効であるため
4.2.2	試験杭		試験杭から管理基準値を定める事を追記	品質管理上有効であるため
4.2.3	杭の載荷試験		水平載荷試験を追加	工事によっては水平載荷試験を行うことがある
4.2.4	地盤の載荷試験		地盤の載荷試験に関する項を追加	工事によっては地盤の載荷試験を行うことがある
4.2.5	報告書等		報告書等に関する項を追加	報告書の内容をより詳細に定める
4.3.1	適用範囲		「4.3.1図 杭工法の分類」追記	工法別名称の理解を助ける
4.3.3	材料		PRC杭(プレストレスト鉄筋コンクリートくい)を追加	営繕仕様書との整合
4.3.5	埋込み工法 (セメントミルク工法)		試験杭に関して 追加	試験杭に関する規定がなかったため
4.3.6	根固め液及び杭周 固定液の管理試験		4.3.3表 改定	杭周固定液の供試体はブリージングが大きいので全体で400程度になる
4.3.7	埋込み工法 (特定埋込杭工法)		特定埋込杭工法 追加	営繕仕様書との整合
4.3.10	杭頭処理		2 杭頭処理の切りそろえ方法は特記によると改定	杭の高止まりは少なくなったため、また杭頭の切りそろえは杭材への影響が大きい
4.3.11	施工記録		施工記録の内容詳細 追加	営繕仕様書との整合
4.4.2	専任技術者		専任技術者に「既成杭施工監理技師(補)」等を規定 追加	平成16年度版では鋼杭では規定がなかったため
4.5.2	施工管理技術者		施工管理技術者は基礎施工士であることを規定 追加	品質管理上有資格者の規定が有効であるため
4.5.3	材料		(木)杭鉄筋のかぶり厚さ特記なき限り100mm以上 追加	営繕仕様書との整合 品質管理上有効であるため
4.5.3	材料		2(1)場所打杭のコンクリートは特記なき限り高炉セメントB種とする 改定	品質上特に問題なく、グリーン購入法適用品目であるため
4.5.3	材料		2(4)場所打杭での構造体コンクリートの強度割増(△F)は特記による 追加	発注者によっては△Fを加算する可能性があるため
4.5.8~9	施工記録		施工記録の内容詳細 追加	営繕仕様書との整合
4.6.2	材料		1 砂利地業の粒度をJIS相当とする 追加	品質管理上有効であるため
5章		■鉄筋工事		
5.3.3	組立		4 モルタルスペーサーの使用禁止 改定	強度等が十分でないため
5.3.3	組立		3 鉄筋の現場加工の項 削除	現場実態に合わせる
5.4.3	圧接管理技士		1 特別級又は1級を規定 追加	特別級又は1級が施工計画書等の作成を行うことができる

平成19年度版 公共住宅建設工事共通仕様書 主な改定内容一覧

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改訂趣旨	
5.4.8	圧接完了後の試験	(1)外観試験を具体的に記述 追加	品質管理上有効であるため	
5.4.8	圧接完了後の試験	(2)(イ)(iv)圧接試験者は第三者機関の有資格者を規定 追加	品質管理上有効であるため	
6章 ■コンクリート工事				
6.1.5	レディーミストコンクリートの類別	JIS規格品：Ⅰ類、それ以外：Ⅱ類として分類 追加	営繕仕様書との整合	
6.2.1	構造体コンクリートの強度	1 構造体コンクリートは(∠F)3Nを加算する 転記	構成上2節へ転記した	
6.2.7	単位セメント量	280kg/m ³ → 特記なき限り270kg/m ³ 改定	営繕仕様書との整合	
6.4.1	コンクリート製造工場の選定	1 工場に常駐する技術者を具体的に規定 追加	品質管理上有効であるため	
6.6.2	圧送業者及び技能者	圧送業者及び技能者に関する資格を規定 追加	品質管理上有効であるため	
6.6.6	打込み	3 降雨、冬季の打設について 追加	品質管理上有効であるため	
6.7.1	養生温度	養生温度について 追加	品質管理上有効であるため 営繕仕様書との整合	
6.9.2	材料試験	工場において行う試験について詳細に規定 追加	品質管理上有効であるため 営繕仕様書との整合	
6.12	水密コンクリート	12節 水密コンクリート 削除	住宅建設工事では使用されないため	
6.12	マスコンクリート	12節 マスコンクリート 追加	営繕仕様書との整合	
6.14	高い強度のコンクリート	27N以上36N未満のコンクリートについて別に定める 追加	取り扱いが異なるため 営繕仕様書との整合	
6.15	高強度コンクリート	36N以上のコンクリートを高強度コンクリートとして規定 追加	JISにおいて36～60Nまで規定されたため 営繕仕様書との整合	
6.16	高炉セメントB種を用いる(アル骨対策)	アルカリ骨材反応対策に高炉セメントB種を使用する場合 追加	品質管理上有効であるため 営繕仕様書との整合	
6.18.2	コンクリートの仕上り	1 寸歩の許容誤差、2 打放し仕上げ時の仕上り程度 追加	品質管理上有効であるため 営繕仕様書との整合	
6.19.3	材料	型枠合板の品質基準：A-C → 規定なし、A-D → B-C 改定	A-C、A-Dは市場に流通しておらず、実態に合せた	
7章 ■鉄骨工事				
7.2.8	柱底均しモルタル	2 無収縮モルタルの品質等を詳細に定める 追加	品質管理上有効であるため 営繕仕様書との整合	
7.6.11	溶接の試験	(4)(ハ)試験技能資格者をJISで規定 改定	品質管理上有効であるため 営繕仕様書との整合	
7.9.6	耐火材巻付け	新工法 耐火材巻付けについて規定 追加	新工法の仕様追加 営繕仕様書との整合	
8章 ■コンクリートブロック・れんが工事				
正誤	8.2.2	材料	(1)ブロックはJISA5406により特記なき限り空洞ブロック16とする。 追加	品質管理上有効であるため 営繕仕様書との整合
	8.3.6	衛生配管用裏積みブロック積み	衛生配管用裏積みブロック積みについて 追加	品質管理上有効であるため 営繕仕様書との整合

平成19年度版 公共住宅建設工事共通仕様書 主な改定内容一覧

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改訂趣旨	
8.4	ALCパネル	ALCパネルの仕様を詳細に規定 追加	ALCパネルは使用する頻度が高いため仕様として追加 営繕仕様書との整合	
8.5	押出成形セメント板(ECP)	押出成形セメント板の仕様を詳細に規定 追加	押出成形セメント板は使用する頻度が高いため仕様として追加 営繕仕様書との整合	
9章 ■防水工事				
9.2.2	材料	低煙・低臭タイプアスファルトは特記による追加	環境配慮の材料として紹介	
9.3.6	その他	9.3.5 その他 この節に定める以外は2節アスファルト防水による。追加	改質アスファルトシート防水における保護コンクリート等の仕様を規定するため	正誤
9.3.5	防水層の施工	3(2)改質アスファルトシートの重ね幅、幅方向150→100mm以上	現場実態に合わせる 営繕仕様書との整合	
9.5.3	材料	9.5.3表(注)3 工程数、各工程の使用量乾燥時間は主材料製造所の仕様による。追記	製品によって工程、塗付量等が異なるため	正誤
9.6.2	材料	9.6.1表 改定	指定する種類で耐久性区分が決まるため旧耐久性を削除、施工箇所、仕上の有無別に表記 理解を助ける	
10章 ■石工事				
		なし		
11章 ■タイル工事				
11.1.3	伸縮調整目地	11.1.1表 躯体挙動の大きい壁 壁面の2m以内 追加	品質管理上有効であるため	
11.3	全般	屋内壁のマスク張りを削除	屋内壁は接着剤張りの方が安全 営繕仕様書との整合	
11.3.3	施工	3(1')大型床タイル(200角以上)及び張付け面積の小さいその他のタイルの場合は10.5.2 4により張り付ける。追加	大型タイルに関する記述の抜け	正誤
11.3.3	施工	3(6)(ロ)大型床タイル及び一般床タイルで目地幅の大きい場合は…追加	大型タイルに関する記述の抜け	正誤
12章 ■木工事				
12.2.1	木材	含水率を12.2.1表で表現	より詳細に規定 営繕仕様書との整合	
12.2.2	樹種	根太等における杉、松材を除外する表現を削除。つり元枠から杉材を削除	力の係る敷土台等に杉、松材の使用を規定していることとの整合性	
12.2.4	床張り用合板等	等級等品質規定の表現、B-C→C-D 改定	現場実態に合わせる 営繕仕様書との整合	
12.2.6	後付け木れんが	4 埋込み木れんがの記述 削除	埋込み木れんがは現在使用しない 現場実態に合わせる	
12.2.7	木材防腐剤	(1)防腐剤のJIS規格 追加	2004年にJISが改正されたため	
12.3.1	床、壁、天井、下地材回り	4、5 コンクリート釘、コンクリートビスの表現追加	現場実態に合わせる	
12.3.2	開口部回り	1 アルミサッシ回りに集成材を使用する場合を使用する際に耐水性を確認する 追加	集成材を使用するケースもあり、耐水性の確認を促す	
12.3.3	敷居、かも居その他	2 かも居の一方包み目違いほぞ入れ 5 回り縁、見切り縁の規定 削除	これらはほとんど行われていない 現場実態に合わせる	
13章 ■屋根及びとい工事				
13.5.2	材料	13.5.1表 JISK9798リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 追加	新たにJISが規定されたため	

平成19年度版 公共住宅建設工事共通仕様書 主な改定内容一覧

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改訂趣旨	
13.5.2	材料	2 とい受け金物にステンレス製 追加	現場実態に合わせる	
14章		■金属工事		
14.3.4	ステンレスの溶接及びろう付け	3 溶接及びろう付けを行う技能者の技量にJISZ3821、3891を規定	品質管理上有効であるため	
14.6.2	タラップ	1 タラップの材質を溶融亜鉛めっき鋼→ステンレス製 改定	現場実態に合わせる	
14.6.3	ノンスリップ	3 接着剤併用ビス止めによる取り付け 追加	品質管理上有効な施工方法を追加	
15章		■左官工事		
15.2.3	調合及び塗り厚	15.2.1表 建具回りのつめモルタルの行 追加	当繕仕様書との整合	
15.3	床コンクリート直均し仕上げ	床コンクリート直均し仕上げについて節立て追加	当繕仕様書との整合	
15.4	セルフレベリング材塗り	セルフレベリング材塗りについて節立て 追加	使用する工事も多数あるため 当繕仕様書との整合	
16章		■建具・ガラス工事		
16.2~5	建具について	建具で一つの節としていたものをアルミ、鋼、ステンレス、木と材料別に節立て	理解しやすい構成にする 当繕仕様書との整合	
16.5.2	一般事項	内装ドア、クロゼットドア及び量産ふすまは「機材の品質・性能基準」による 追加	量産ふすまは一般的な仕様を基準として新たに定めた	
16.5.5	和ふすま	(注)3(ロ)品質・性能基準によるものであれば中骨の本数軽減等を行うことができる 追加	基準をクリアした多用なふすまを採用可能とするため	
16.6.3	材料	2 引違い戸、窓の鍵の種類、本数について詳細に規定 改定	品質管理上有効であるため	
16.7.3	ガラス溝の大きさ	16.7.2表 グレイジングガスケットでの複層ガラスの行を削除	複層ガラスにおけるガスケットそれぞれの寸法はメーカーの仕様によるため 当繕仕様書との整合	
16.7.4	工法	工法について詳細に規定 追加	品質管理上有効であるため 当繕仕様書との整合	
17章		■塗装工事		
17.2	素地ごしらえ	素地ごしらえは木部、鉄鋼、亜鉛めっき、コンクリート、ボード等それぞれに規定 改定	品質管理上有効であるため 当繕仕様書との整合	
17.3	錆止め塗料塗り	錆止め塗料について節立て 追加	品質管理上有効であるため 当繕仕様書との整合	
18章		■仕上塗材工事		
18.1.3	用語	用語の定義をより詳細に規定 改定	品質管理上有効であるため	
18.1.4	材料一般	2 マスチック塗材はBを削除し、品質・性能基準による 追加	Bは現在需要がなく、メーカーでも生産を中止しているため削除 マスチックは一般的な仕様を基準として新たに定めた	
18.1.5	施工一般	1 マスチック、2 フレックスコートの施工業者規定 削除	業者を指定する工法ではないため	
18.1.6	下地処理	18.1.2表 塗材の種類、仕上げ等を整理 改定	JISにおいて削除された材料もあるため 当繕仕様書との整合	
18.5	マスチック塗材(MR)ローラー塗り	マスチックBに関する記述を削除	Bは現在需要がなく、メーカーでも生産を中止しているため削除	
19章		■内装工事		

平成19年度版 公共住宅建設工事共通仕様書 主な改定内容一覧

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改訂趣旨	
19.1.3	水がかりの範囲	2 19.1.1図 追加	指定する範囲を理解しやすくする	
19.2.1	発泡プラスチック系床下地材	5 合板の樹種に針葉樹を追加	現場流通の実態に合わせる	
19.3.1	乾式遮音二重床下地	3 合板の樹種に針葉樹を追加	現場流通の実態に合わせる	
19.3.1	乾式遮音二重床下地	19.3.1表 和室の床下地での使用を規定 追加	低床型の二重床で対応可能なため	
19.4.1	天然木化粧複合フローリング張り	仕上げ塗料を2液形ポリウレタンワニス3回塗り仕上げに統一		
19.4.1	天然木化粧複合フローリング張り	2 特殊加工化粧フローリング 追加	使用する工事もあるため仕様を定める	
19.4.2	施工	それぞれのフローリング止付け工法について詳細に規定 追加	床鳴り等を防ぐため今まで特に定めがなかった施工に対して詳細に規定	
19.4.2	施工	5 フローリング施工後は全面水拭き、乾燥後樹脂ワックスを用いてつや出しを行う 追加		
19.5.1	畳敷き	19.5.1表 A～H種まであるものをA～D種に整理 詳細を特記とする 改定	営繕仕様書との整合	
19.6.1	ビニル床シート	19.6.1表 4～6種を整理、4種2.0mm、5種2.5mmとする 改定	H16版では市場に流通していない製品が指定される恐れがあったため市場流通品に置き換え	
H16 19.10.1	カーペット敷き	カーペット敷きの節 削除	適用工事がほとんどないため	
19.9.1	せつこうボード、その他のボード及び合板張り	19.9.1表 5品目を追加	平成17年にJIS改正が行われ、5品目が追加されたため	
19.9.2	施工	19.9.4表 ボード類の留付け間隔を90→150等広げる 改定	営繕仕様書との整合	
19.11.2	断熱及び防露材料	1 発泡プラスチック保温材、2 吹付け工法 発泡ウレタンはノンフロンを規定 追加	環境配慮の材料として規定 営繕仕様書との整合	
19.11.3	工法	1(1)仕様に吹付け工法を追加、特記なき限りS1工法とする 追加	使用する工事もあるため仕様を定める	
19.11.3	施工	5 吹付け工法 追加	使用する工事もあるため仕様を定める	
20章	■部品・その他工事			
20	全般	別冊「機材の品質・性能基準」において定める		
21章	■PC工法による工事			
21.2.4	混和材料	(2)流動化剤はJISA6204による 改定	JIS改正によって流動化剤がJISに含まれたため	
22章	■外構整備工事			
22.8	屋上緑化	屋上緑化の仕様を記載	仕様の追加 営繕仕様書との整合	
23章	■除去工事			
	なし			

＜公共住宅建設工事共通仕様書（平成 19 年度版）別冊＞ 「機材の品質・性能基準」の改定概要

【改定の背景】

公共住宅建設工事共通仕様書 別冊「機材の品質・性能基準（以下「別冊」という。）」は、従前、仕様書の改定時点での財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定基準（以下「B L 認定基準」という。）を基に性能基準を策定していた。しかし、B L 認定基準は社会状況の変化、技術の進歩等に応じて見直しが行われており、別冊の性能基準とB L 認定基準との整合性を保持することができなかつたため、この不都合を解消すべく以下の基本方針に基づき改定を行った。

【改定の基本方針】

1. 公的規格に準じる規格の引用

B L 認定基準等の公的規格に準じる規格がある機材は、当該規格に置き換えた。

＜別冊における記載例示（玄関ドアの場合）＞

1. 玄関ドア

(1) 適用範囲

- ①この規格は、玄関ドアに適用する。
- ②この規格は、総則編と併せて適用する。

(2) 要求性能

財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 玄関ドア」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求事項
1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等と同等以上の性能等を有すること。

2. 公的規格の引用

JIS 等の公的規格がある機材については、可能な限り当該規格に置き換え別冊より削除した。

3. 事連協にて独自に性能基準を策定

従前の別冊の対象機材のうち、前述の公的規格等が無い機材については、その他の自主規格等を参考に事連協にて独自に性能基準を作成した。

4. 対象機材の追加

従前の別冊では対象としていなかった機材のうち、都市再生機構又はB L 認定基準にて性能基準を定めていた機材で、当該性能基準が一般的なものとして取り扱える機材については、当該性能基準を基に新たに性能基準を策定し追加した。

5. 別冊の名称変更

仕様書における用語の定義との整合を図り、「旧名称：部品及び機器の品質・性能基準」を改め、「機材の品質・性能基準」とした。

1 - 3 電 氣 編

電気編 1章 一般共通事項

項目	改訂事項	改訂根拠（理由）
1.1.2 施工計画書等	一部追加	建築編・機械編との整合
1.1.5 施工の確認及び報告	旧5節1.5.1と旧1.1.6を1項にまとめて整理 一部追加。	内容の重複 施工の適正化
1.1.7 機材の確認及び試験	1.1.1表 試験項目の一部削除、 名称変更、追加。	実態との整合 新機材への対応
1.1.8 工事の試験	1.1.2表 表現の修正 試験項目の追加	章と工事項目を整合 施工の適正化
1.1.9 製作図面の提出	一部削除	施工の適正化
1.1.11 取扱説明書	1. 表現の修正 1.1.3表 表現修正、項目追加 表の注5追加 旧表の注4削除	施工の適正化 新機材への対応 施工の適正化 法令によるため
1.1.12 系統図等の表示	追加	維持管理の適正化

電気編 2章 電力設備工事

2.1.2 電線類	2.1.1表 語句の修正、追加 規格の整理 備考欄 J I Sマーク品目削除	公共建築工事標準仕様書に整合 JIS マーク表示制度の改正
	2 文章追加	品質の確保
2.1.3 圧着端子類	2.1.2表 備考欄 J I Sマーク品目削除	JIS マーク表示制度の改正
2.1.4 金属管及び附属品	2.1.3表 標記の修正 備考欄 J I Sマーク品目削除	公共建築工事標準仕様書に整合 JIS マーク表示制度の改正
2.1.5 P F管, C D管及び附属品	2.1.4表 タイトル語句の修正 備考欄 J I Sマーク品目削除	公共建築工事標準仕様書に整合 JIS マーク表示制度の改正
2.1.6 硬質ビニル管及び附属品	2.1.5表 タイトル語句の修正 備考欄 J I Sマーク品目削除	公共建築工事標準仕様書に整合 JIS マーク表示制度の改正
2.1.7 金属製可とう電線管及び附属品	2.1.6表 項目追加 備考欄 J I Sマーク品目削除	公共建築工事標準仕様書に整合 JIS マーク表示制度の改正
2.1.8 合成樹脂線び	2.1.7表 備考欄 J I Sマーク品目削除	JIS マーク表示制度の改正
2.1.10 金属トラフ	2.1.10 金属トラフ を追加	公共建築工事標準仕様書に整合
旧2.1.11 フロアダクト及び附属品	旧2.1.11フロアダクト及び附属品を削除	使用頻度が少ないため
2.1.12 プルボックス	構成を整理、用語の修正	公共建築工事標準仕様書に整合

2.1.13 ケーブルラック	3 語句の修正	公共建築工事標準仕様書に整合
2.1.15 配線器具	2.1.11 表 備考欄 J I Sマーク表示品目削除 一部削除 2(2)スイッチの形状をワイドハンドル形とした	公共建築工事標準仕様書に整合 JIS マーク表示制度の改正 JIS 廃止による項目削除 会員からの要望による。
2.1.16 分電盤、制御盤等	タイトル語句の修正 項目削除 2.1.12 表 規格の整理 3(2)過電流警報装置 追加 (4)主開閉器、分岐開閉器の定格遮断電流 追加 (6)低圧用 SPD 分電盤内 追加 5 低圧用 SPD 追加	高圧用機器は3章にあるため削除 JIS の改正による整理 不意の停電防止のため追加 安全性の向上 内部雷への対応
2.1.17 電柱	旧2.1.12 表 削除	公共建築工事標準仕様書に整合
2.1.19 地中ケーブル保護材料	2.1.5 表 管種と規格の整理 備考欄 J I Sマーク品目の削除	公共建築工事標準仕様書及びJISに整合
2.1.20 照明器具	2.1.16 表 表形式にし、個別の規格を追加。	公共建築工事標準仕様書に整合
	2.1.17 表 備考欄 J I Sマーク品目削除 規格の整理	公共建築工事標準仕様書に整合 ランプの種類の多様化に対応 安定器の規格を整理
2.1.26 電気式床暖房	追加	電気式床暖房への対応
2.2.1 電線の接続	5 用語の修正 文章追加	ボックス不要の接続方法への対応
	7 表現の修正	公共建築工事標準仕様書に整合
	14 表現の修正	施工の適正化
	15 追加 16 追加	施工の適正化 施工の適正化
2.2.3 電線等の色別	5 表現の修正	公共建築工事標準仕様書に整合 接地線の多様化に対応
2.2.8 電線等の防火区画の貫通	文章削除	施工方法の多様化に対応
旧2.2.11 コンクリート貫通箇所	旧2.2.11 削除	2.2.9 と重複のため
2.3.2 管及び付属品	一部削除	設計事項のため
2.3.3 管のふ設	1(10)(11) 追加	施工の適正化
2.3.4 管の接続	旧6 (旧2.3.2表含む) 削除	公共建築工事標準仕様書に整合
	6 表現の修正	公共建築工事標準仕様書に整合
2.3.6 位置ボックス・ジョイントボックス	10 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
	2.3.3 表 浅形のボックスへの対応	会員からの要望

	注1 修正	
2.3.7 プルボックス	2.3.7 プルボックス 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
2.5.3 管のふ設	4 追加 5 追加	施工の適正化
2.5.4 管の接続	4 追加	施工の適正化
旧9節 フロアダクト配線	節全体を削除	JIS 廃止により削除
10節 ケーブル配線	節全体を再構成	
2.10.2 配線方法	10(3)なお書き追加 22 追加	施工の適正化 「2.1.10 金属トラフ」の項を追加のため
2.13.4 管路のふ設	1 文章修正 旧2.14.1表削除 8 文章修正追加	用途・使用場所による設計事項 施工の適正化
旧15節 深夜電力配線	旧15節 全体削除	使用が少ないため削除
2.15.6 電気調理器及び 電磁調理器の設置	(旧2.17.4 電気調理器) タイトル名称の変更	新機材への対応

電気編 3章 受変電設備工事

3.1.1 適用範囲	3 語句の修正	公共建築工事標準仕様書に整合 「系統連系技術要件ガイドライン」の廃止
3.1.3 機材の試験	1 3.1.1表 項目追加、削除 2、3 文章、3.1.2表～3.1.6表を追加	公共建築工事標準仕様書及び JIS に整合
3.1.4 工事の試験	1 一部文章追加 (6)追加	自家用電気工作物のため 1章1.1.9に整合
3.2.1 遮断器	(5) 追加	公共建築工事標準仕様書に整合 引出形への対応のため追加
3.2.2 変圧器	3.2.3表 一部削除 3.2.4表 一部追加	公共建築工事標準仕様書及び JIS に整合
3.2.5 高圧負荷開閉器	3.2.7表 一部修正 6(1)、(4) 旧(6)(イ)及び(ニ)の語句を修正	公共建築工事標準仕様書及び JIS に整合 気中開閉器にも対応
3.2.6 断路器	3.2.6 断路器 構成の整理	公共建築工事標準仕様書に整合
3.2.7 高圧進相コンデンサ	2 文章追加	公共建築工事標準仕様書に整合
3.2.8 直列リアクトル	旧3.2.11から位置の変更	高圧進相コンデンサと組み合わせるものであるため、位置を変更
3.2.13	2 一部削除	公共建築工事標準仕様書に整合

保護継電器		
3.4.1 指示計器	3 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
6節 キュービクル式配電盤	旧6節 閉鎖形配電盤 節名称変更	JEM規格による盤を削除
3.6.1 形式	1, 2削除	JEM規格による盤を削除
3.6.2 構造	1 3.6.1表 ステンレス鋼板追加 旧1(3)(5)(7)削除 2(6) 文章変更 4 追加(旧7節 その他材料 から移動)	公共建築工事標準仕様書に整合 JEM規格によるものは削除 仕様の明確化 構成の整理
3.6.6 配線等の離隔距離	3.6.7表 注1 但し書き追加	公共建築工事標準仕様書及びJISに整合
3.6.9 表示灯	1, 2とも文章変更 3 削除	公共建築工事標準仕様書に整合
3.6.10 試験用端子	1 文章変更 3 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
旧7節 その他材料	3.6.2 4に移動	構成の整理
3.8.1 機器の据付け等	文章変更	キュービクル形としたため 開放形に関する記述を削除

電気編 4章 静止形電源設備工事

4.2.4 蓄電池	4.2.1表 1部削除 注3追加	公共建築工事標準仕様書に整合
4.3.1 一般事項	4.3.1表 修正 2 章修正追加 3 追加	公共建築工事標準仕様書に整合 新たに制定されたJISを追加 公共建築工事標準仕様書及び 新JISに整合
4.3.3 性能	4.3.2表 修正 4.3.3表 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
4.3.8 試験	4.3.5表 追加 4.3.7表 修正	公共建築工事標準仕様書に整合
4.4.1 据付け	4節 施工 一部文章変更	公共建築工事標準仕様書に整合

電気編 5章 発電設備工事

5.2.1 交流発電機	用語の修正	公共建築工事標準仕様書に整合
5.3.1 構造及び性能	6(1)(イ)(ロ)一部変更	関連団体からの要望
5.3.7 冷却水槽	5.3.5表 ステンレス板厚追加	公共建築工事標準仕様書に整合
5.5.2 整流装置	1, 2 文章修正	関連団体からの要望
5.6.2 保護方法	5.6.2表 遮断器引き外しについて、一部修正(低圧・搭載形の原動機停止の場合に○を追加)	関連団体からの要望

5.12.10 試験	5.12.2表 一部追加、修正	公共建築工事標準仕様書に整合
5.12.11 据付	2 一部追加	公共建築工事標準仕様書に整合
5.12.13 工事の試験	5.12.13 工事の試験 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
1.3節 風力発電装置	節名称変更 (旧名称は、風力発電設備)	他の名称との整合

電気編 6章 情報設備工事

6.2.1 電線類	6.2.1表 一部追加	新機材への対応
6.2.4 通信用SPD	6.2.4 通信用SPD 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
6.2.7 テレビ電波障害防除用機器	2 文章修正	公共建築工事標準仕様書に整合
6.2.8 インターホン設備	1 (1) 文章修正 (3) 文章修正 2 追加	新機材への対応
6.2.10 インターホンオートドア ロック設備	タイトル修正 文章修正・整理 機器構成について追加	施工の適正化
6.2.11 拡声用機器	文章・内容修正	公共建築工事標準仕様書に整合
6.2.12 防犯カメラ設備	構成、文章の整理	品質・性能確保のため基準を別冊に追加
6.2.14 LAN設備	タイトル変更 4 追加	施工の適正化
6.2.15 光配線設備	追加	新機材への対応 品質・性能確保のため基準を別冊に追加
6.2.17 宅配ボックス	文章の整理	品質・性能確保のため基準を別冊に追加
6.3.7 電線と機器端子との接続	旧6.8.5の内容を記載	旧6.8.5一部削除のため
4節 配管配線	旧5節の内容と統合し、節名称を変更	構成の整理
6.4.3 位置ボックス・ジ ョイントボックス	タイトル名称変更 6.4.1表 浅形のボックスへの対応	会員からの要望
5節	節名称の変更	
6.5.4 配線方法	6.5.1表 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
6.5.5 UTPケーブルのふ設	追加	LAN設備への対応を図った
旧6.6.5 床上配線	削除	利用がほとんどないため削除
6節 光ファイバケーブ ル配線	節の追加	LAN、FTTHへの対応を図った
6.8.2 屋内配管・配線	構成の整理 一部 削除	他の節との記載内容の重複等
6.9.1 アンテナ設置	1 (2)文章の修正	デジタル化への対応を図った

電気編 7章 防災設備工事

7.2.3 共同住宅用自動火災報知 設備機器	用語の修正 発信機 削除 補助音響装置追加	「省令40号」の制定による
7.2.8 雷保護設備	追加	公共建築工事標準仕様書に整合
7.4.2 位置ボックス・ジョイント ボックス	タイトル名称の変更 7.4.1表 浅形のボックスへの対応を図った	会員からの要望
6節 耐火耐熱配線	節名称変更	表現の修正
7.6.2 電線の種類及び配線	7.6.1表 注1, 注2 修正	規格制定による
7.6.3 接続	文章変更	公共建築工事標準仕様書に整合
7.7.1 一般事項	3 追加 4 追加	公共建築工事標準仕様書に整合 旧JISに対応させるため追加
旧7.7.2 外部雷保護システム	旧7.7.2 外部雷保護システム 削除	旧JISにも対応できるように削除
7.7.2 受雷部	タイトル修正 文章変更	新旧JISに対応できるようにタイトル修正 公共建築工事標準仕様書に整合 黄銅ろう付けは現場施工が不可能のため削除
7.7.3 引下げ導線	タイトル修正 文章変更 追加	新旧JISに対応できるようにタイトル修正 引下げ導線の保護の範囲を明確化 公共建築工事標準仕様書に整合
7.7.4 接地極	タイトル修正 文章変更 追加	新旧JISに対応できるようにタイトル修正 公共建築工事標準仕様書に整合
旧7.7.7 鉄骨、主鉄筋の避雷導線 の代用	項目全削除	旧JISによる項目であるため削除
旧7.8.1 施工	項目削除	施工業者を指定する必要がないため
7.8.1 発信機、表示灯の取付け	2 変更	施行規則による 関連団体からの要望
7.8.2 スポット型感知器の取付 け	5 7.8.2表変更 注3追加	施行規則による 関連団体からの要望
7.12.5 試験	項 追加	追加 他の章との整合

電気編 8章 中央監視制御設備工事

8.2.2 監視制御装置	文章修正	公共建築工事標準仕様書に整合
8.2.4 監視操作装置	文章修正 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
8.2.5 信号処理装置	文章修正 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
8.2.6 記録装置	文章修正 追加	公共建築工事標準仕様書に整合
8.2.7 簡易型監視制御装置	項 追加	公共建築工事標準仕様書に整合

1 - 4 機 械 編

機械編 1章 一般共通事項

項目	改訂事項	ページ	改訂根拠 (理由)
1. 1. 2 関連工事との取 合い	<u>機械編に定める工事と建築工事又は電気設備工事等とが別契約の場合、取 合</u> <u>い工事の区分は、建築編1.1.3 (関連工事との取合い) 及び特記による。</u>	P523	他編と整合
1. 1. 3 機材	1 本編に使用する機材は、総則編 <u>1.5.1 (環境への配慮) 1.5.2 (機材の品質 等)</u> によるものとする。 厚生省令に関する記載を削除	P523 P523	JIS については総則編に記載 済みのため削除 機材について関係法令のう ち、厚生省令のみを記載する ことは適当ではないため
1. 1. 4 機材の試験	1 試験方法は、建築基準法、JIS、 <u>SHASE-S</u> 等の法規又は規格に定め ある場合は、それによる。 2 <u>製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾によ り、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えること ができる。</u>	P523 P523	規格名称の変更 適用範囲を広げるため修正
(旧) 1. 1. 7 主任技術者等の 資格	削除		建設業法による部分で、仕様 書では記載の必要が無いため 削除
1. 1. 7 施工計画書等	1 <u>工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書及 び実工程表を作成し、監督員に提出する。</u> 2 <u>工種別に機器、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書 を作成し、監督員に提出する。ただし、軽易なものは、監督員と協議の上、省 略することができる。</u>	P524 P524	他編と整合 他編と整合
1. 1. 12 試験及び記録	2 <u>試験等に用いる測定器は計量法第 71 条の規程により合格とされた機器 を用いて行うこと。</u>	P524	使用する機器の明確化

機械編 2章 衛生器具器具設備工事

2. 2. 1 器具及び材料	3 <u>給水栓は、JIS B 2061 (給水栓) によるものとするほか、各給水栓の当 該事項による。ただし、接水耐圧部を金属製とする場合は、JIS H 5120 (銅 及び銅合金铸件) による CAC406 又は同等の耐食性を有するものとする。また、 JIS に規定されていない給水栓は、構造、材料及び構成する主要部品の形状、 寸法等が当該 JIS に準ずるものとする。</u>	P529	給水栓は衛生器具のため 3.2.12 より移動
	4 小便器用節水装置、身体障害者用の便器及び洗面器、トラップ付きスト ール小便器、トラップ着脱式ストール小便器並びに洗浄用防露式のロータン クは、次による。 (1) 小便器用節水装置 (小便器組み込み型も可とする) 小便器洗浄水を節水するため、 <u>JIS B 2061 (給水栓) による電気式で自動的 に洗浄する装置で、小便器一体型又は小便器分離型とし、形式は特記による。</u>	P529	JIS 規格改訂により JIS 化さ れたため記載 (公共建築工事 標準仕様書に整合) 洗浄水量はグリーン購入法 によるため削除
	(5) 洗浄用防露式ロータンク タンク表面の結露防止のため、タンク内面に断熱材の措置を施したも のとする。	P530	タンク内に断熱材を貼った 以外にも製品があるため (公共建築工事標準仕様書 に整合)
	5 (5) 洗面器 (イ) 身体障害者用はレバーハンドル式のもの。削除		3(2)に記載されているため 削除
	5 (6) 掃除用流し (ロ) S形又はP形掃除流しトラップ	P531	仕様の追加
	5 (8) <u>便器洗浄用ハイタンク</u> 削除		施工事例が無くなったこと により削除
	5 (8) 洗面化粧ユニット <u>(イ) 湯水混合水栓 (洗髪型はシャワー付きとする)</u>	P531	実態に合わせ湯水混合水栓 とした
	6 洗浄弁 (1) 大便器洗浄弁は <u>JIS B 2061 (給水栓) とし、バキュームプレーカー付き とする。操作方式は手動式又は電気開閉式とし、特記による。</u>	P531	仕様の追加

	<p><u>(イ) 手動式</u> ハンドル式は、節水に有効なノンホールディングの機構を有するものとする。 身体障害者用のものは、特記がなければレバー式操作弁とする。</p> <p><u>(ロ) 電気開閉式</u> 洗浄機構は、センサー式又はタッチスイッチ式とし、特記による。</p>	P531	ユニバーサルデザインの観点から電気開閉式を取り入れた。 「くつべら」という固有名詞を「レバー式操作弁」に変更した。 (公共建築工事標準仕様書に整合)																				
	(2) 小便器洗浄弁は、JIS B 2061(給水栓)とし、操作方式は押しボタン式又は電気開閉式とし、特記による。	P531	仕様の追加																				
	7 洗浄管及び給水管 露出する洗浄管及び給水管の材質は特記による。 なお、特記がなければ金属製(最小肉厚は0.6mm)とする。	P531	樹脂製の使用を考慮し、原則金属製とする表現とした。																				
	8 湯水混合水栓 (1) JIS B 2061(給水栓)によるほか、次による。	P531	別冊からJIS規格に移行																				
	(3) 2ハンドル式水栓の給水側のこまは、原則として節水こまとする。追加	P531	ハンドル式の場合は給水側を節水こまとする																				
	9 単水栓 (1) JIS B 2061(給水栓)によるものとし、原則として節水こまとする。 なお、水衝撃緩衝機能付とする場合は、特記による。	P532	JIS規格を追加																				
	(2) 洗濯機用水栓は、緊急止水機能付とする。	P532	洗濯機用水栓は緊急止水機能付きを標準とした																				
	10 自動水栓 自動水栓は、JIS B 2061(給水栓)によるものとし、次の装置、付属品から構成される。 なお、電源供給方法及び手動スイッチの有無は、特記による。	P532	(公共建築工事標準仕様書に整合)																				
	11 温水洗浄式便座 温水洗浄式便座は、JIS A 4422(温水洗浄式便座)によるほか、分離型又は便器一体型の選択、加熱方式(貯湯式又は瞬間式)の選択、給水方式(給水管直結給水又はポンプ加圧給水式)の選択、脱臭装置の有無、リモコン装置の有無は、特記による。	P532	JIS化されたため別冊から削除し、本編に記載した																				
2.3.1 器具の取付け及び接続	1 一般事項 (1) 器具をコンクリート壁又はコンクリートブロック壁に取付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグとする。 なお、コンクリートブロック壁の場合は、取付け面に補強を施す。	P532	使用実態に合わせ樹脂製プラグを追加																				
	(3) 器具を木造壁等に取付ける場合は、木ビス(ステンレス製)とする。	P532	木ビスの仕様はステンレス製を標準とした																				
2.3.1表 器具の取付け高さ	<p style="text-align: center;">単位(mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">器具名称</th> <th>取付け高さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器</td> <td>(壁掛形 壁掛ストール)</td> <td>530 又は 570</td> <td>床面より前縁上端まで (低リップタイプは350)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">洗面器</td> <td>680~800</td> <td>床面より前縁上端まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">手洗器</td> <td>720~800</td> <td>床面より前縁上端まで</td> </tr> <tr> <td>水栓</td> <td>洗濯機用</td> <td>1,050 以上</td> <td>床面より吐水口まで</td> </tr> </tbody> </table>	器具名称		取付け高さ	備考	小便器	(壁掛形 壁掛ストール)	530 又は 570	床面より前縁上端まで (低リップタイプは350)	洗面器		680~800	床面より前縁上端まで	手洗器		720~800	床面より前縁上端まで	水栓	洗濯機用	1,050 以上	床面より吐水口まで	P534	小便器 実態に合わせて570を追加。 また、ユニバーサルデザイン(バリアフリー新法)の観点から低リップ型(350)を追加。 洗面器・手洗器 近年の実績値から高さを800まで拡大 洗濯機 近年の大型化により高さを1050以上とした
器具名称		取付け高さ	備考																				
小便器	(壁掛形 壁掛ストール)	530 又は 570	床面より前縁上端まで (低リップタイプは350)																				
洗面器		680~800	床面より前縁上端まで																				
手洗器		720~800	床面より前縁上端まで																				
水栓	洗濯機用	1,050 以上	床面より吐水口まで																				

3.2.1 表 管類の規格	規格				P535	呼称の統一 JIS 名称変更
	呼称	番号	名称	備考		
塩ビライニング鋼管	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA SGP-VB SGP-VD			
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVA SGP-FVB SGP-FVD			
ポリ粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA SGP-PB SGP-PD			JIS 名称変更
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPA SGP-FPB SGP-FPD			
ステンレス鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管				
	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管				
	JWWA G 115	水道用ステンレス鋼管				
	JWWA G 119	水道用波状ステンレス鋼管				
铸铁管	JIS G 5526	ダクタイル铸铁管	3種管			
	JIS G 5527	ダクタイル铸铁異形管				
	JWWA G 113	水道用ダクタイル铸铁管	3種管			
	JWWA G 114	水道用ダクタイル铸铁異形管				

呼称	規格 番号	名称	備考
鋼管	JIS H 3300	鋼及び銅合金継目無管	材質は JIS H 3300 (鋼及び銅合金 [○] 継目無管) の C1220T で、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300 の表 10 [?] 配管用鋼管の寸法 L タイプ及び M タイプによる。
	JWWA H 101	水道用鋼管 被覆鋼管	C1220 住戸用配管 材質は JIS H 3330 (外面被覆鋼管)・JWWA H 101 (水道用鋼管) の C1220T-OL で、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300 の表 10 [?] 配管用鋼管の寸法 L タイプ及び M タイプの外面に低発泡ポリエチレンとポリエチレンを厚さ 2.6mm 以上に押し出し被覆したもの又は塩化ビニルを厚さ 1.6mm 以上に押し出し被覆したもの。
硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	VP 又は HIVP
	JWWA K 127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管	
	JWWA K 129	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管	
ポリエチレン管	JIS K 6762	水道用ポリエチレン二層管	
	JWWA K 144	水道配水用ポリエチレン管	
	PWA 001	水道配水用ポリエチレン管	
	PTC K 03	水道配水用ポリエチレン管	
架橋ポリエチレン管	JIS K 6787	水道用架橋ポリエチレン管	
ポリブテン管	JIS K 6792	水道用ポリブテン管	

架橋ポリエチレン管 JXPA 301(16φ) 削除
ポリブテン管 JPBAPA 104 (16φ) 削除

3.2.2 表 継手類の規格	規格				P537	呼称の統一 仕様の追加 呼称の統一 JIS 化の為 JIS 化の為
	呼称	番号	名称	備考		
塩ビライニング鋼管及びポリ粉体ライニング鋼管継手	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管管端防食継手			-	呼称の統一
	JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食継手				
	JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食フランジ				
	JPF NP 001	管端防食継手用パイプニップル				
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	(エルボ、チーズ、レジュサー)			
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	同上			
	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準				
ステンレス鋼管継手	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手				仕様の追加
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手				
	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手				
	SAS 354	一般配管用ステンレス鋼管の突合せ溶接式管継手				
	SAS 361	ハウジング形管継手				
	JWWA G 116	水道用ステンレス鋼管継手				
	JIS B 2220	鋼製管フランジ				
	JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド				
鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	面割めつきを施したもの			
鋼管継手	JIS H 3401	鋼及び銅合金の管継手				呼称の統一
	JWWA H 102	水道用鋼管継手				
	JCDA 0001	鋼及び銅合金の管継手				
	JCDA 0002	鋼配管用鋼及び銅合金の機械的管継手の性能基準				
硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6743	水道用硬質塩化ビニル管継手	TS 又は HITS			呼称の統一
	JWWA K 128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手				
	JWWA K 130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手				
	JWWA K 131	水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル铸铁異形管				
ポリエチレン管継手	JWWA B 116	水道用ポリエチレン管管端継手				呼称の統一
	JWWA K 145	水道配水用ポリエチレン管継手				
	PWA 002	水道配水用ポリエチレン管継手				
架橋ポリエチレン管継手	JIS K 6788	水道用架橋ポリエチレン管継手				呼称の統一
	JXPA 302	水道用架橋ポリエチレン管継手	16φ			
ポリブテン管継手	JIS K 6793	水道用ポリブテン管継手				

架橋ポリエチレン管 JXPA 302(16φ) 削除
ポリブテン管 JPBAPA 204 (16φ) 削除

3. 2. 2 継手類	2 防振継手 <u>(1) ベローズ形</u> <u>鋼製フランジ付きで、ベローズは、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) による SUS 304, SUS 316 又は SUS 316L とする。本継手は、溶接を用いずにベローズとフランジを組み込んだものとし、十分な可とう性、耐熱性、耐圧強度 (最高使用圧力の 1.5 倍以上) 及び防振効果 (補強材を挿入した合成ゴム製の防振継手と同等) を有するものとする。</u>	P538	(公共建築工事標準仕様書に整合)				
	3 変位吸収(可とう)継手 <u>変位吸収(可とう)継手は SHASE-S 006(金属製変位吸収管継手), SHASE-S 007(メカニカル形変位吸収管継手), SHASE-S 008(ゴム製変位吸収管継手)による。</u> <u>なお、金属製継手の接液部は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304, SUS 316 又は SUS 316L とする。</u>	P538	SHASE の基準を適用 名称を SHASE に合わせ変位吸収 (可とう) 継手とした				
3.2.3 表 弁及び栓の規格	<table border="1" data-bbox="347 622 1078 763"> <tr> <td data-bbox="347 622 419 696">分水栓</td> <td data-bbox="427 622 1078 696">青銅製とし、JWWA B 107 (水道用分水栓)、JWWA B 117 (水道用サドル付分水栓) 又は水道事業者の<u>規定によるもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 698 419 763">止水栓</td> <td data-bbox="427 698 1078 763">青銅製とし、JWWA B 108 (水道用止水栓) 水道事業者の<u>規定によるもの</u>又は第三者認証機関の認証登録品とする</td> </tr> </table>	分水栓	青銅製とし、JWWA B 107 (水道用分水栓)、JWWA B 117 (水道用サドル付分水栓) 又は水道事業者の <u>規定によるもの</u>	止水栓	青銅製とし、JWWA B 108 (水道用止水栓) 水道事業者の <u>規定によるもの</u> 又は第三者認証機関の認証登録品とする	P540	語句修正 規制緩和による修正
分水栓	青銅製とし、JWWA B 107 (水道用分水栓)、JWWA B 117 (水道用サドル付分水栓) 又は水道事業者の <u>規定によるもの</u>						
止水栓	青銅製とし、JWWA B 108 (水道用止水栓) 水道事業者の <u>規定によるもの</u> 又は第三者認証機関の認証登録品とする						
3. 2. 3 一般用弁及び栓	2 <u>仕切弁 (ポンプに付属するものを含む) は、特記がなければ JIS 10K とする。</u>	P541	表現の適正化 (高架水槽以下が必ず JIS 5K とは限らないため)				
3. 2. 4 定水位弁	3 <u>厚生省令の性能基準 (浸出性能, 耐圧性能, 耐寒性能 (寒冷地仕様の場合), 水撃限界性能, 耐久性能) に適合するものとする。</u>	P541	求められる基本性能について記載				
3. 2. 6 減圧弁	2 戸別給水用減圧弁 (1) <u>直動形の低騒音タイプを標準とし、ストレーナーを内蔵したもので、本体は青銅製又はステンレス鋼製とする。</u> (2) <u>厚生省令の性能基準 (浸出性能, 耐圧性能, 耐寒性能 (寒冷地仕様の場合), 水撃限界性能 (止水機構付の場合), 逆流防止性能 (逆止機構付の場合), 耐久性能) に適合するものとする。</u> (4) <u>騒音特性は、1 次側圧力 0.6Mpa, 2 次側圧力 0.2Mpa, 流量 20L/min ~40L/min において 55dB(A) 以下のものとする。</u>	P541 P541 P542	材質の記述を追加 求められる基本性能について記載 騒音特性についての性能を記載				
3. 2. 7 自動空気抜弁	(2) <u>厚生省令の性能基準 (浸出性能, 耐圧性能, 耐寒性能 (寒冷地仕様の場合), 耐久性能) に適合するものとする。</u>	P542	求められる基本性能について記載				
3. 2. 8 吸排気弁	(1) <u>自動的に空気を排除する機能を持つフロート式機構と急速多量吸気を行う誘導弁体等の機構を併せ持つものとし、本体は青銅製又はステンレス製、フロートはステンレス鋼製又は合成樹脂製で、最高使用圧力に耐える作動確実なものとする。</u> (2) <u>厚生省令の性能基準 (浸出性能, 耐圧性能, 耐寒性能 (寒冷地仕様の場合), 耐久性能) に適合するものとする。</u>	P542 P542	機能を具体的な記述に変更 材質の記述を追加 求められる基本性能について記載				
3. 2. 10 ストレーナー	2 <u>塩ビライニング鋼管又はポリ粉体ライニング鋼管に取付ける鋳鉄製ストレーナーは、3.2.3 の 1 に規定するライニングを施したものとする。また、ねじ込み式のストレーナーは、JV 5-1 (給水管端防食ねじ込み形弁) による。</u>	P542	表現の統一化				
3. 2. 11 計器その他	2 圧力計、連成計及び水高計 <u>圧力計及び連成計は、JIS B 7505 (ブルドン管圧力計) によるものとし、コック付とする。蒸気用は、サイホン管付きとする。水用で凍結防止が必要な場合のコックは、水抜き可能型とする。目盛には使用圧力を示す赤針を付け、最高目盛は使用圧力の 1.5~3 倍、連成計の真空側目盛は 0.1MPa とする。水高計の水高の目盛は、最高水高の 1.5 倍程度とする。目盛板の外径は、ポンプ廻りにおいては 75mm 以上、その他は 100mm 以上とする。</u> 3 電極 レベルスイッチの文章を削除 給水栓の記載を「2章 衛生器具」へ移動	P543 P543	(公共建築工事標準仕様書に整合) レベルスイッチの記載は給水設備では使用しないため 4.2.6 (排水) に移動 給水栓は衛生器具のため移動				

3. 2. 12 鋳鉄製ふた、ボックスその他	(2) 「ただし、飲料用タンクに設けるマンホールふたの塗装は、衛生上無害であり、水質に害を与えないものとする。」を削除		P543	飲料水用タンクに鋳鉄製ふたの設置は無いため削除
	3 コンクリート水槽用ふた を削除			施工事例がないため削除
3. 2. 13 雑材料	3 スリーブに用いる材料は、特記がなければ次による。 (1) 外壁の地中部分等水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。 <u>また、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは、ビニル管とすることができる。</u>		P544	仕様の追加
	4 シーリング材は、建築編9章6節による。		P544	シーリング材は、建築編9章6節による。
3. 2. 14 接合材料	ガスケット	ジョイントシート （無機繊維及び有機合成繊維を主成分とし、充てん材・バインダーを加えたもの。）、ポリテトラフルオロエチレン等、それぞれ水質、水圧、温度等に適応する耐久性のあるものとする。 なお、ステンレス鋼管のガスケットは、水に接して塩素イオンを溶出ししないものとする。	P544	総則編でアスベストの仕様を禁止しているため （公共建築工事標準仕様書に整合） シーリング材は雑材料のため3.2.13に移動
3. 2. 15 給水システム	(1) 揚水ポンプ (イ) 電動機と軸直結（口径 50 以下）又は軸継手により直結した遠心ポンプを共通ベースに取付けたもので、共通ベースは、特記がなければ 鋳鉄製又は鋼製 とする。		P545	仕様の追加 （公共建築工事標準仕様書に整合）
	(i) 仕切弁 (a) 床上式受水槽の場合・・・2個 (b) 床下式受水槽の場合・・・1個 (ii) 逆止弁（特記なき限り衝撃吸収式）・・・1個 (iii) フート弁・・・・・・・・・・・・・・1個 ストレーナー付きで、床上で弁の操作ができる構造のものとし、本体はステンレス製、 青銅製又は合成樹脂製 、操作用の鎖はステンレス製とする。		P545	合成樹脂製の追加 （公共建築工事標準仕様書に整合）
3.2.5 表 誘導電動機の区分及び規格	200V 三相誘導電動機	JIS C 4210 JIS C 4212	一般用低圧三相かご形誘導電動機 高効率低圧三相かご形誘導電動機	P546 省エネを考慮し仕様を追加 （公共建築工事標準仕様書に整合）
3.2.6 表 誘導電動機の保護方式	設置場所及び用途	保護方式 記号 名称		P546 JIS との整合
	屋外	IP44	全閉防まつ形	屋外形
	屋内 多湿箇所 その他	IP44	全閉防まつ形	浴室、厨房等
		IP22	防滴保護形	一般室、機械室等
	爆発性ガスのある箇所	IPE44	全閉防爆形	特記のある場合
	2 ユニット等複数台の電動機を使用する機器の電動機の出力は、その合計出力とする。		P546	表現の適正化 （公共建築工事標準仕様書に整合）
	3 「ただし、インバーター制御方式の場合については、特記による。」削除		P546	揚水ポンプにインバーターの採用がレアケースであるため削除（公共建築工事標準仕様書に整合）
	3 直結増圧給水システム (1) 一般事項 直結増圧給水方式は、配水管から引き込まれた給水管に、給水管内の配水圧を増圧するためのポンプ設備（増圧給水設備）を直結し、配水小管の圧力に影響を与えることなく、配水圧では給水できない中高層階へ給水する方式とする。 なお、設置においては、水道事業者の規定による。		P547	増圧給水システムの項目を作成

	<p>(2) ポンプユニット <u>ユニットは、2台以上のポンプで構成し、1台が故障しても定格流量を満たすものとし、JWWA B 130 (水道用直結加圧形ポンプユニット) によるほか製造者の標準仕様とする。</u></p> <p>(3) 制御方式 <u>直結増圧給水方式のポンプ駆動用変速電動機の仕様は、3.2.8表による。</u></p>														
3.2.18 付属工具その他	<p>1 ポンプ付属工具 次付属工具一式をセットした工具箱を各ポンプ室ごとに備える。 <u>ただし、増圧直結給水方式の場合は特記無き限り不要とする。</u></p>	P548	増圧直結方式の場合は、原則として工具の常備は不要とした。												
3.2.20 水槽	<p><u>水槽に接続する変位吸収継手は、SHASE-S 008 (ゴム製変位吸収管継手) のペロローズ形管継手とする。</u> (該当項目に全て追記)</p> <p><u>鋼板製パネル型水槽の削除</u></p>	P551	仕様の追加 (他の水槽と仕様整合)												
3.3.1 配管工法	<p>3 なお、紙製の仮枠を使用した部分は、配管施工前に必ず仮枠を取外し、<u>外壁及び関係法令に基づき必要な箇所 (防火区画貫通部等) については、配管施工後にモルタル等で埋め戻す。</u></p> <p>4 屋内配管は、直接躯体に振動が伝播しない方法で取付ける。また、見え掛かり部は、必要に応じ管座金 (シーリングプレート) の取付け又は<u>適切なシーリング材の充填を行う。</u> <u>なお、シーリング材は、建築編9章6節による。</u></p> <p>6 <u>主配管には、適当な箇所にフランジ継手を挿入し、取り外しを容易にする。</u> <u>なお、呼び径 25 以下の見え掛かり配管には、ユニオンを使用してもよい。</u> <u>削除</u></p> <p>9 配管中に生じる泥だまりには、排泥弁を設けるものとし、その大きさは、<u>管の呼び径が 25 までは同径、管の呼び径が 25 を超え 40 までは呼び径 25、管の呼び径が 40 を超えるものは呼び径 40 とする。</u></p> <p>18 さや管ヘッダー配管システム (7) <u>特記なき限り、樹脂管には消音テープ巻きを行わない。</u></p> <p>(9) <u>さや管内で樹脂管が水撃等で動かないように、樹脂管をさや管内部に接触が強くなるように押し込んで配管する。</u></p> <p>(10) <u>ヘッダー及び各水栓等接続の樹脂管の露出部分は、遮熱キャップまたは遮熱管を取付ける。</u></p> <p>24 <u>給水立管の頂部に吸排気弁を設置する場合は、圧力下排気を円滑に行えるものとし、急速吸気性能については、3.3.3表に示す給水立管口径と必要吸気量との関係を満足するように必要な個数を設置する。</u> <u>3.3.3表 給水立管口径と必要吸気量 (弁差圧 2.9KPa 時)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>立管口径 (mm)</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸気量 (l/sec)</td> <td>1.5</td> <td>2.5</td> <td>4.0</td> <td>7.0</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table>	立管口径 (mm)	20	25	30	40	50	吸気量 (l/sec)	1.5	2.5	4.0	7.0	14.0	P554 P554	表現の適正化 (モルタル等で埋め戻す箇所について明確化) 仕上がり材との相性を考慮し、使用するシーリング材を建築編によることとした
立管口径 (mm)	20	25	30	40	50										
吸気量 (l/sec)	1.5	2.5	4.0	7.0	14.0										
			施工事例がないため削除												
		P554	呼び径 50 以上の管は 25 の排泥弁では効果が期待できないため												
		P556	(9) を記載することにより施工が確実にできるため												
		P556	消音テープを挿入しないことによる施工方法の明確化												
		P556	仕様の追加												
		P557	吸排気弁を設置する場合の求められる急速吸気性能について記載												
3.3.3 管の接合	<p>1 一般事項 (2) <u>なお、ねじの精度を 30 個以内ごとに 1 個以上確認し、記録を監督員に提出する。</u>を追記</p> <p>2 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (7) <u>また、ねじ部にはテープシール材を適数回巻きしてから適正トルクでねじ込む。</u>を追記</p>	P557 P558	施工精度向上のため 施工方法の明確化												

	<p>4 ステンレス鋼管</p> <p>(2) フランジ接合の場合は、管にフランジ接続用アダプター（スタブエンド SUS 304）を TIG 溶接し、ガスケットを介し鋼製フランジ及び鋼製ボルトナットにより接合する。</p> <p>フランジは、JIS B 2220（<u>鋼製管フランジ</u>）とし、遊合形の場合は、<u>JIS B 2220（鋼製管フランジ）</u>に亜鉛めっきを施したものとする。ガスケットは、<u>ジョイントシート</u>をポリテトラフルオロエチレンではさみ込んだものとする。</p>	P558	JIS の改訂 ノンアスベストを削除																														
	<p>6 硬質塩化ビニル管</p> <p>(1) 給水管の接合は、<u>接着接合又はゴム輪接合とし、次による。特記がなければ、接着接合とし、給水装置に該当する場合は、全て水道事業者の定める接合方法による。</u></p> <p><u>（イ）接着接合の場合は、受口内面及び差込外面の油脂分等を除去した後、差込外面の標準差込長さの位置に標線を付ける。次に、受口内面及び差込外面に専用の接着剤を薄く均一に塗布し、速やかに差込口を受口に挿入し、テコ棒又は挿入機によって標線位置まで差込み、そのまましばらく保持する。</u></p> <p><u>（ロ）ゴム輪接合の場合は、ゴム輪受口内面及び差込外面のゴミ等を除去した後、差込外面の標準差込み長さの位置に標線を付ける。次に、ゴム輪及び差込外面に専用の潤剤を塗布し、テコ棒又は挿入機等によって、管軸位置まで挿入する。</u></p>	P559	JIS に解説の記載がないため、内容を追記した （公共建築工事標準仕様書に整合）																														
	<p>7 ポリエチレン管</p> <p>(3) 水道用ポリエチレン管のメカニカル接合におけるナットは、<u>工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</u></p>	P560	仕様の追加																														
	<p>9 架橋ポリエチレン管</p> <p>(6) <u>メカニカル接合におけるナットは、工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</u></p>	P560	仕様の追加																														
	<p>10 ポリブテン管</p> <p>(1) <u>呼び径 25 以下の配管に適用する。</u></p> <p>(7) <u>メカニカル接合におけるナットは、工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</u></p>	P560 P561	架橋ポリエチレン管と整合を図るため追記 仕様の追加																														
3.3.4 吊り及び支持	<p>3.3.4 表 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔</p> <table border="1"> <tr> <td>呼び径 分類</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>32</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>65</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>125</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>棒 鋼 吊 り</td> <td colspan="2">0.6 m 以 下</td> <td colspan="3">0.7m 以下</td> <td colspan="2">1.0m 以 下</td> <td colspan="3">1.3m 以下</td> <td colspan="4">1.6 m 以 下</td> </tr> </table>	呼び径 分類	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	棒 鋼 吊 り	0.6 m 以 下		0.7m 以下			1.0m 以 下		1.3m 以下			1.6 m 以 下				P562	仕様を追加
呼び径 分類	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300																			
棒 鋼 吊 り	0.6 m 以 下		0.7m 以下			1.0m 以 下		1.3m 以下			1.6 m 以 下																						

機械編 4章 排水・通気設備工事

<p>4. 2. 1 管類</p>	<p>4.2.1 表 管類の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼称</th> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コーティング 鋼管</td> <td>WSP 032</td> <td>排水用ノントールエポキシ塗装 鋼管</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鋳鉄管</td> <td>JIS G5525</td> <td>排水用鋳鉄管</td> <td>メカニカル形1種管 差込み形 RJ(管立管 専用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬質塩化 ビニル管</td> <td>JIS K6741</td> <td>硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)</td> <td rowspan="2">屋内用</td> </tr> <tr> <td>JIS K 9798</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル 発泡三層管(RF・VP)</td> </tr> <tr> <td>JIS K6741</td> <td>硬質ポリ塩化ビニル管 (VP, VU)</td> <td rowspan="3">屋外埋設用</td> </tr> <tr> <td>AS58</td> <td>排水用リサイクル硬質塩化ビニ ル管 (REP・VU)</td> </tr> <tr> <td>JIS K 9797</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル 三層管(RF・VU)</td> </tr> <tr> <td>JIS K 9797</td> <td>下水道用硬質塩化ビニル管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS K 9797</td> <td>下水道用硬質塩化ビニル管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火二層管</td> <td>—</td> <td>排水用耐火二層管</td> <td>JIS K6741 (硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)) 又は、 JIS K 9798 (リサイク ル硬質ポリ塩化ビニル 発泡三層管 (RF・VP)) 規格品に繊維モルタル で被覆したもので国土 交通大臣認定のもの。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート管</td> <td>JISA 5371</td> <td>無筋コンクリート管</td> <td rowspan="2">外圧管1種のB形</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JISA 5372</td> <td>鉄筋コンクリート管</td> </tr> <tr> <td>陶管</td> <td>JIS R1201</td> <td>陶管</td> <td>II類</td> </tr> </tbody> </table>	呼称	規格		備考	番号	名称	コーティング 鋼管	WSP 032	排水用ノントールエポキシ塗装 鋼管	—	鋳鉄管	JIS G5525	排水用鋳鉄管	メカニカル形1種管 差込み形 RJ(管立管 専用)	硬質塩化 ビニル管	JIS K6741	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内用	JIS K 9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル 発泡三層管(RF・VP)	JIS K6741	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP, VU)	屋外埋設用	AS58	排水用リサイクル硬質塩化ビニ ル管 (REP・VU)	JIS K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル 三層管(RF・VU)	JIS K 9797	下水道用硬質塩化ビニル管		JIS K 9797	下水道用硬質塩化ビニル管		耐火二層管	—	排水用耐火二層管	JIS K6741 (硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)) 又は、 JIS K 9798 (リサイク ル硬質ポリ塩化ビニル 発泡三層管 (RF・VP)) 規格品に繊維モルタル で被覆したもので国土 交通大臣認定のもの。	コンクリート管	JISA 5371	無筋コンクリート管	外圧管1種のB形		JISA 5372	鉄筋コンクリート管	陶管	JIS R1201	陶管	II類	<p>P568</p>	<p>JIS 規格改定</p> <p>メーカー生産中止のためメ カニカル形2種管を削除</p> <p>JIS 規格改定 JIS 規格化</p> <p>JIS 規格化</p> <p>仕様の追加</p> <p>ヒューム管→コンクリート 管 (JIS の呼称に統一)</p>
呼称	規格		備考																																																
	番号	名称																																																	
コーティング 鋼管	WSP 032	排水用ノントールエポキシ塗装 鋼管	—																																																
鋳鉄管	JIS G5525	排水用鋳鉄管	メカニカル形1種管 差込み形 RJ(管立管 専用)																																																
硬質塩化 ビニル管	JIS K6741	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内用																																																
	JIS K 9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル 発泡三層管(RF・VP)																																																	
	JIS K6741	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP, VU)	屋外埋設用																																																
	AS58	排水用リサイクル硬質塩化ビニ ル管 (REP・VU)																																																	
	JIS K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル 三層管(RF・VU)																																																	
JIS K 9797	下水道用硬質塩化ビニル管																																																		
JIS K 9797	下水道用硬質塩化ビニル管																																																		
耐火二層管	—	排水用耐火二層管	JIS K6741 (硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)) 又は、 JIS K 9798 (リサイク ル硬質ポリ塩化ビニル 発泡三層管 (RF・VP)) 規格品に繊維モルタル で被覆したもので国土 交通大臣認定のもの。																																																
コンクリート管	JISA 5371	無筋コンクリート管	外圧管1種のB形																																																
	JISA 5372	鉄筋コンクリート管																																																	
陶管	JIS R1201	陶管	II類																																																
	<p>4.2.2 表 継手類の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼称</th> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水鋼管用 可とう継手</td> <td>JPF MDJ 002</td> <td>MD 継手</td> <td>本継手はコーティング管及び塩 化ビニルライニング鋼管に使 用。ロックパッキン形・クッシ ョンパッキン形</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル 管継手</td> <td>JIS K6739</td> <td>排水用硬質ポリ 塩化ビニル管継 手</td> <td>屋内用</td> </tr> <tr> <td>耐火二層管継手</td> <td>—</td> <td>耐火二層管継手</td> <td>JIS K6739 (排水用硬質ポリ塩 化ビニル管継手) 規格品に繊維 モルタルで被覆したもので国土 交通大臣認定のもの。</td> </tr> <tr> <td>排水ヘッダー</td> <td>—</td> <td>排水ヘッダー</td> <td>本品の材質は、JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品) による FC 150 で、塗装はエポキシ樹脂コ ーティングと同等以上の塗装 を施したものとす。</td> </tr> <tr> <td>排水用特殊継手</td> <td>—</td> <td>排水用特殊継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 鋳鉄管の継手については、JIS G 5525 (排水用鋳鉄管) による。</p>	呼称	規格		備考	番号	名称	排水鋼管用 可とう継手	JPF MDJ 002	MD 継手	本継手はコーティング管及び塩 化ビニルライニング鋼管に使 用。ロックパッキン形・クッシ ョンパッキン形	硬質塩化ビニル 管継手	JIS K6739	排水用硬質ポリ 塩化ビニル管継 手	屋内用	耐火二層管継手	—	耐火二層管継手	JIS K6739 (排水用硬質ポリ塩 化ビニル管継手) 規格品に繊維 モルタルで被覆したもので国土 交通大臣認定のもの。	排水ヘッダー	—	排水ヘッダー	本品の材質は、JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品) による FC 150 で、塗装はエポキシ樹脂コ ーティングと同等以上の塗装 を施したものとす。	排水用特殊継手	—	排水用特殊継手		<p>P569</p>	<p>工業会規格改訂</p> <p>JIS 規格改定</p> <p>JIS 規格改定</p> <p>仕様の追加</p> <p>仕様の追加</p> <p>鋳鉄管の継手 (異形管) につ いて JIS によるものとして注 記を追加</p>																						
呼称	規格		備考																																																
	番号	名称																																																	
排水鋼管用 可とう継手	JPF MDJ 002	MD 継手	本継手はコーティング管及び塩 化ビニルライニング鋼管に使 用。ロックパッキン形・クッシ ョンパッキン形																																																
硬質塩化ビニル 管継手	JIS K6739	排水用硬質ポリ 塩化ビニル管継 手	屋内用																																																
耐火二層管継手	—	耐火二層管継手	JIS K6739 (排水用硬質ポリ塩 化ビニル管継手) 規格品に繊維 モルタルで被覆したもので国土 交通大臣認定のもの。																																																
排水ヘッダー	—	排水ヘッダー	本品の材質は、JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品) による FC 150 で、塗装はエポキシ樹脂コ ーティングと同等以上の塗装 を施したものとす。																																																
排水用特殊継手	—	排水用特殊継手																																																	

<p>4.2.5 樹及びふた</p>	<p>(1) ため樹 (イ) コンクリート樹 鉄筋コンクリート造で、外部見え掛かり部はモルタル塗り仕上げとし、ふた付とする。なお、コンクリート部は、工場製品としてよい。 (ロ) プラスチック樹 日本下水道協会規格 JSWAS K-7 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)、JSWA K-8 (下水道用ポリプロピレン製ます)、JSWA K-9 (下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール)、JSWA G-3 (下水道用鑄鉄製防護ふた) による。</p>	<p>P570</p>	<p>表現の整理 プラスチック樹を追加 (公共建築工事標準仕様書に整合)</p>
	<p>(2) インバート樹 (イ) コンクリート樹 鉄筋コンクリート造で、外部見え掛かり部はモルタル塗り仕上げとし、底部に管径に適応したインバートを設け、ふた付きとする。 なお、コンクリート部は、工場製品としてよい。 (ロ) プラスチック樹 日本下水道協会規格 JSWAS K-7 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)、JSWA K-8 (下水道用ポリプロピレン製ます)、JSWA K-9 (下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール)、JSWA G-3 (下水道用鑄鉄製防護ふた) による。</p>	<p>P571</p>	<p>表現の整理 プラスチック樹を追加 (公共建築工事標準仕様書に整合)</p>
<p>4.2.6 ポンプ</p>	<p>軸の外覆管及び吐出管の浸水部は、鑄鉄製又は内外面にエポキシ樹脂コーティングを行い、加熱硬化された鋼管製又はタールエポキシ樹脂塗装 (2回塗り以上) の鋼管製とする。を削除</p>	<p>P571</p>	<p>現状では、陸上ポンプで軸の外覆管等が浸水する設置事例はないと思われる為、削除</p>
<p>4.3.2 勾配</p>	<p>1 排水ヘッダー (1) 排水ヘッダーは、排水横枝管の緩勾配に対応した十分な排水性能を有するとともに、共用部から排水器具トラップ直近まで清掃が可能な掃除口を各排水系統別に有する構造とする。又、管内清掃が可能な空間を確保すること。 (2) 排水ヘッダーの横枝管接続口には、接続する排水器具名及び器具までの距離をヘッダー部に貼り付けるか近傍に表示すること。 (3) 排水横枝管の最小勾配は 1/100 とする。 (4) 排水立管に直接接続される大便器系統の排水横枝管については、パイプスペース内の横枝管に掃除口を設置する。ただし、掃除口付きの排水用特殊継手で管内清掃に支障のない空間が確保されている場合は、横枝管の掃除口は不要とする。 (5) 排水横枝管は、管の伸縮による影響を考慮して支持固定すること。</p>	<p>P574</p>	<p>スケルトンインフィル仕様の住宅での採用があるため追加</p>
<p>4.3.3 管の接合</p>	<p>5 ヒューム管→5 コンクリート管</p>	<p>P576</p>	<p>4.2.1 表と整合</p>
<p>4.3.3 管の接合</p>	<p>7 耐火二層管 (1) 内管 (ビニル管) の接合は 4.3.3 の 4 によるほか、外管 (繊維モルタル管) の継ぎ目には、耐火目地材で埋める。</p>	<p>P576</p>	<p>金属製目地カバーでの施工実績がなくなっている為、削除</p>
<p>4.3.4 異種管の接合</p>	<p>2 硬質塩化ビニル管と鋼管 なお、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管と鋼管を接合する場合は、排水鋼管用可とう継手のクッションパッキンタイプを使用して接合する。</p>	<p>P576</p>	<p>リサイクル管と鋼管を接合する場合の注意事項を追加</p>
	<p>4 排水用特殊継手との接合 (1) 排水用特殊継手と横枝管の接合は、差込管の面取りを行った後、排水用特殊継手受口のゴム輪面及び差込管外面のゴミ等を十分に除去する。 (2) 排水用特殊継手と排水ヘッダーの接続は、受口のゴム輪面及び排水ヘッダー外面のゴミ等を十分に除去する。 (3) 差込管外面に受口深さをマーキングにて確認し、十分に挿入する。 (4) 排水用特殊継手と立管の接合は、差込管双方にシール剤を塗布した後接合し、受口部のゴム輪を一緒に押し込まないよう注意する。 (5) 接合時は、止水性を確保するため十分に挿入できているか、マーキングにて確認を行う。</p>	<p>P576</p>	<p>採用実績が増えてきたため追加</p>

4. 3. 5 吊り及び支持	(4) 耐火二層管の立管の支持は、アングル固定とする。横走り管の支持間隔は、1.5m以内とし、管継ぎ手の近傍を支持する。 <u>また、形鋼振れ止め支持間隔は、8m以下とする。</u>	P577	振れ止め支持間隔を追加
4. 3. 7 試験、検査	3 ポンプの試験は、3.3.7の6による。ただし、汚水・雑排水・汚物用水中モーターポンプ本体の水圧試験値は、 <u>最高吐出圧力（運転範囲における最高全陽程+最高押込圧力）の1.5倍の圧力（ただし、最低0.4MPa）で保持時間は3分間とする。</u>	P578	品質確保のため（給水ポンプの試験と整合）

機械編 5章 給湯設備工事

5. 2. 1 管類	5.2.1表 管類の規格 <u>JXPA 301 水道用架橋ポリエチレン管</u> <u>JBPBA 104 水道用ポリブテン管</u> の削除	P579	JIS化のため削除
5. 2. 2 継手類	5.2.2表 継手類の規格 <u>JXPA 302 水道用架橋ポリエチレン管継手</u> <u>JBPBA 204 水道用ポリブテン管継手</u> の削除	P580	JIS化のため削除
5. 2. 8 給湯器ユニット 及びガス湯沸器	(5) <u>潜熱回収型給湯器は、給湯の熱効率90%以上（基準総発熱量）とする。</u>	P581	潜熱回収型の基準を追加
5. 2. 10 ヒートポンプ給湯器	(1) <u>JRA 4050（家庭用ヒートポンプ給湯機）に適合するものとする。</u> (2) <u>ヒートポンプ給湯器は、分離型でヒートポンプユニット、貯湯ユニット（屋外形で先止式）、ユニット間配管（保温含む）で構成されたものとし、製造者の標準仕様とする。</u> (3) <u>冷媒は、二酸化炭素（CO₂）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を用いたものとする。</u> (4) <u>貯湯タンクの材質は、ステンレス製とし、貯湯タンクの容量は特記による。</u> (5) <u>付属品として、次のものを備える。</u> (イ) <u>リモコン（配線共）一式</u> (ロ) <u>取付金具一式</u> (ハ) <u>銘板一式</u>	P582	オール電化住宅での採用実績が増えてきたため追加（公共建築工事標準仕様書に整合）
5. 2. 14 太陽熱利用給湯システム	1 <u>太陽熱利用給湯システムは、集熱部、貯湯部及び補助熱源を組込んだものとし、JIS A 4111（住宅用太陽熱利用温水器）によるほか、<u>集熱性能及び強度は、JIS A 1425（太陽集熱器の集熱性能試験方法）又は「優良ソーラーシステム構成機器認定基準」による</u></u>	P583	集熱性能および強度について定義した
	2 <u>太陽熱集熱器は平面形又は真空ガラス管形のユニット形式で、集熱体、ケーシング、断熱材、反射体等から構成されるものとする。</u> (1) <u>集熱部は、アルミニウム、ステンレス鋼板又は亜鉛処理鋼板等の材質を用い、腐食しにくく、熱交換に適した形状で変形しない構造とする。</u> (2) <u>ケーシングは、亜鉛めっき鋼板、アルミニウム、ステンレス鋼板又は合成樹脂等の材質で製作され、平板形は底部に断熱材を施工したものとする。</u>	P583	平面パネル型に限定していたが、集熱効率の高い真空ガラス管が普及しているため仕様を追加した
	6 <u>機器は集熱面積4㎡、総集熱量33.4MJ/日を標準とし、貯湯タンク容量は200L以上250L未満とする。</u> 削除	P584	採用する集熱方式によって異なるため削除した
	7 <u>貯湯タンク保温性能は、実質熱損失係数（KA）10以下とする。</u> 削除		性能は認定基準によることとし、削除した
5. 2. 15 家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	<u>家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、都市ガスから取出す水素を燃料とした燃料電池を用いた発電装置と熱回収装置等との組合せにより、熱と電気を同時に生成するもので、これらの有効な運転に必要な制御装置その他の付属機器を含み、燃料電池ユニットと貯湯槽ユニットで構成されるものとし、製造者の標準仕様とするほか、特記による。</u>	P584	追加
5. 3. 1 配管工法	(1) <u>追焚配管は、次によるものとする。</u> (イ) <u>追焚配管の延長は、機器の製造者の規定による。</u> (ロ) <u>曲がり部は両端を固定し、立上り部は手前300mm1ヶ所固定とする。</u> (ハ) <u>フロアダブターより下り勾配の配管で、トラップの出来る配管とする。</u> (ニ) <u>樹脂管露出部は、全て遮熱管を被せる。</u>	P585	追焚配管の記述を追加

5. 3. 2 管の接合	6 ポリブテン管の接合はメカニカル接合、電気融着接合又は熱融着接合とする。	P585	ポリブテン管の接合方法に熱融着接合を追加
5. 3. 4 機器の据付け	9 機器に付属する逃し弁、空気抜き弁、減圧弁等で 排水が必要な場合は間接排水とする。	P586	文章を修正
5. 3. 5 試験、検査	(2) 浴槽は、据付け完了後、 湯張り試験 を行い、接続管及び排水口からの漏水のないことを確認し、 その試験成績表を監督員に提出する。	P587	給湯設備としては、湯張り確認を行っているため
	(3) 追焚配管は配管完了後、水圧試験を 0.15Mpa で実施し、その試験成績表を監督員に提出する。 なお、水圧試験の保持間隔は 30 分以上とする。	P587	追焚配管の試験方法を追加

機械編 6章 消火設備工事

6. 1. 1 適用範囲	1 消火設備工事は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）並びに各地方公共団体の火災予防例等によるほか、 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（総務省令第 40 号、平成 17.3.25）および告示基準の定めるところによる。	P588	消防予第 220 号が廃止され、新たに総務省令第 40 号及び告示基準が定められたため。																			
	6. 2. 1 表 管類の規格 WSP 044 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管の削除	P588	規格廃止のため削除																			
	(注) 7 ステンレス鋼管は、消防法施行令第 8 条で定める区画及び共住区画を貫通する鋼管として使用できる。 を削除		ステンレス管の区画貫通について通達で明確化されたため削除																			
6. 2. 2 表 継手類の規格	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">継手類</td> <td>JIS K 6779</td> <td>ポリブテン管継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS B 2313</td> <td>配管用鋼板製突合せ溶接式管継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS B 2220</td> <td>鋼製管フランジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS B 2239</td> <td>鋳鉄製管フランジ</td> <td>亜鉛メッキを施したものの</td> </tr> </tbody> </table>	材 料	規 格		備 考	番 号	名 称	継手類	JIS K 6779	ポリブテン管継手		JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手		JIS B 2220	鋼製管フランジ		JIS B 2239	鋳鉄製管フランジ	亜鉛メッキを施したものの	P589	JIS 規格改訂
材 料	規 格		備 考																			
	番 号	名 称																				
継手類	JIS K 6779	ポリブテン管継手																				
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手																				
	JIS B 2220	鋼製管フランジ																				
	JIS B 2239	鋳鉄製管フランジ	亜鉛メッキを施したものの																			
6. 2. 3 弁類	弁類は、3.2.3 による ものとし、消防法令に適合するものとする。	P589	消防法によるものとして整理																			
6. 2. 6 消火機器	2 消火ポンプユニット (5)なお漏電警報器を外部端子付きとする場合は特記による。	P590	住宅の場合は警報を受ける先がない場合が多いため																			
	4 屋内消火栓 (2) 屋内消火栓箱 丁番及びレバーは 黄銅製又はステンレス製とする。	P591	実態に合わせて仕様を追加																			
	(イ) ホース及び結合金具 ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和 43 年自治省令第 27 号）に規定するホースとし、結合金具は「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 4 年自治省令第 2 号）又は「消防用ホース又は消防用 吸 管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 4 年自治省令第 3 号）によるものとする。ホースと結合金具との接続は、 使用圧の 1.5 倍 の水圧を加えた場合においても離脱しない方式のものとする。 (i) 屋内消火栓用 呼称 40 （使用圧 0.7MPa）15m 2 本 (ii) 易操作性 1 号消火栓用 呼称 30 又は 40 （使用圧 1.0MPa）30m 1 本 (iii) 2 号消火栓用 呼称 25 （使用圧 1.0MPa）20m 1 本 (ロ) ノズル ノズルは、 易操作性 1 号消火栓及び 2 号消火栓を除き 「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準」（平成 5 年消防消第 98 号・消防予第 197 号）に適合するものとする。 易操作性 1 号消火栓又は 2 号消火栓用は、開閉装置付きとする。 (ハ) ホース収納装置	P591	操作性 1 号及び 2 号消火栓の技術基準との整合 40A 保形ホースを使用した易操作性 1 号消火栓が存在するため 易操作性 1 号は 2 号消火栓と同様、ノズルを含み機器全体で鑑定を取得するため（公共建築工事標準仕様書に整合） 黄銅製のホースは一般的ではなくなった。青銅製が製造者標準で使用されているた																			

	ホース掛けは、くし形回転式又は固定式で青銅製、アルミニウム合金製又は亜鉛合金製（ニッケルクロムめっき仕上げ）とし、ホースの垂下重量を支持するに十分な強度を有するものとする。		め追加。 近年のホースは、外面が滑らかに改善されていることなどにより、ホース掛けは回転式より固定式が保持状態も良く、一般的になっているため
	9 移動式粉末消火 <u>移動式粉末消火設備の消火剤は、第3種粉末（ABC）とし、消防法に定める登録認定機関の認定品とする。</u>	P593	移動粉末消火器を追加し、地下式消火栓については、一般的でないため削除
	10 共同住宅用スプリンクラー設備 特記なき限り、「 <u>共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準</u> 」（消防庁告示第17号、平成18.5.30）に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準に適合するものであること。	P593	法改正
	11 不活性ガス消火 不活性ガス消火設備の消火剤は、窒素（JIS K 1107（窒素）の2級に適合するものとする）、窒素とアルゴン（JIS K 1105（アルゴン）の2級に適合するものに限る）との容積比が50対50混合物又は窒素とアルゴンと二酸化炭素（JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））の2種又は3種に適合するものとする）との容積比が52対40対8の混合物とする。 なお、噴射ヘッド、貯蔵容器、起動用ガス容器、選択弁、安全装置、手動起動装置、音響警報装置、放出表示灯、非常電源装置及び安全対策等は特記による。	P593	消防法との整合 （公共建築工事標準仕様書に整合）
6. 3. 1 配管工法	<u>(1) 合成樹脂管を使用する場合は、照明器具や障害物との干渉を避け、他の配管等の交差が生じないように考慮する。</u> <u>なお、干渉および交差が生じた場合は、さや管又は接触防止材による養生を施すこと。</u>	P594	交差が避けられない場合の施工方法を追加した
6. 3. 3 支持間隔	<u>(2) 合成樹脂管の支持間隔は 2m以内を基準とし、その他必要に応じて支持をとるものとする。</u>	P594	支持間隔 4 mでは不十分であるため

機械編 7章 ガス設備工事

7. 1. 1 適用範囲	3 簡易ガス設備は、ガス事業法に定める簡易ガス事業（ガスの供給住宅数70戸以上の導管供給）に係るガス設備工事とし、同ガス事業者の規定する供給約款等による責任施工とし、都市ガス設備に準じて施工する。 を削除	P596	都市ガス設備に簡易ガスも含まれているため削除								
7. 2. 1 管及び継手	7.2.1表 管及び継手	P603	JIS規格改訂								
7. 2. 4 配管用雑材料	7.2.2表 配管用雑材料 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名称</td> <td>仕様</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">接合材</td> <td>パッキン・ガスケット</td> </tr> <tr> <td>ジョイントシート、ニトリルブタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。</td> </tr> <tr> <td>（ロ）プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mmのもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）</td> </tr> <tr> <td>防食材料</td> <td></td> </tr> </table>	名称	仕様	接合材	パッキン・ガスケット	ジョイントシート、ニトリルブタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。	（ロ）プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mmのもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）	防食材料		P598	アスベスト含有機材は使用しないためノンアスベストを削除 品質の記載
名称	仕様										
接合材	パッキン・ガスケット										
	ジョイントシート、ニトリルブタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。										
	（ロ）プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mmのもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）										
防食材料											
7. 2. 5 調理用ガス機器	3 住宅で使用する調理用ガス機器は、JIS S 2103（家庭用ガス調理機器）による。また、ガス高速レンジ及び電子レンジ付ガス高速レンジを組み込んだものについても同様とする。	P599	JISへ移行のため家庭用ガス調理機器を別冊から削除								

	6 調理用ガス機器については、 <u>こんろ部及びグリル部は立ち消え安全装置付きとし、こんろ部は調理油加熱防止装置付き（一口コンロは除く）とすること。</u>	P599	ガス事業法改正のため、コンロ部すべてに調理油加熱防止装置付きとした
7. 2. 7 配管工法	<u>18 コンクリート内埋込み配管は、原則として行わないものとする。</u>	P600	原則論として追加
7. 2. 11 調理用ガス機器 の設置	<u>ガスソフトコード</u>	P601	「ガス用ゴム管」は旧タイプをいう場合があるため、現在の名称に変更
7. 2. 12 ガス漏れ警報器 の取付け	1 設置場所は、次により点検に便利な壁・天井面等に設置する。 (1) ガスの比重が空気より軽い場合 <u>(ロ)天井高さがおおむね3m以下の部屋に設置する。</u>	P601	ガス事業法による警報機の設置基準に基づき追加
7. 2. 13 ガス栓、ガスメ ーターの取付け	<u>大型のものはコンクリート（工場製作のものを含む）又は形鋼製台上に木製板等を敷き、水平に取付ける。</u> を削除	P602	ガス事業者の規定に従って設置するため削除
7. 2. 15 防食処理	<u>1 鋼管で土中埋設部等腐食のおそれのある部分に配管する場合は、防食処理を施すものとする。</u> <u>2 コンクリート内埋込み等、腐食のおそれのある場所にやむを得ず配管する場合の管及び継手は、防食処理を施すものとする。</u>	P602	防食処理を項目として作成
	<u>4節 簡易ガス工事</u> 削除		都市ガス設備に含まれるため削除

機械編 8章 さく井設備工事

8. 1. 2 事前調査	特記により、 <u>必要に応じて</u> 次の事前調査を行う。	P607	既往データにより不要となる場合がある為
8. 2. 1 掘削	1 掘削は、その地盤に適した方法により施工し、 <u>掘削中は絶えず泥水を循環又は充滿させる。</u>	P607	作業方法を明確化
	2 地表部の陥没等防止及び掘削の安全確保のために孔口保護管（コンダクターパイプ）を設置し、その深度は <u>管尻の崩壊が起きないよう</u> 地質状況により決定する。	P607	目的を追加
	<u>6 掘削は孔曲がりを生じないように行う。</u>	P607	性能確保のため追加
8. 2. 2 電気検層	2 測定は、 <u>原則として連続計測を行い、</u> 電極間隔は掘削孔径とほぼ同じ長さ及びその2～4倍の長さの2種類について行う。	P608	連続計測を標準とするため
8. 2. 3 ケーシング	<u>1 電気検層後、速やかにケーシングプログラムを作成し、ケーシングを行う。</u>	P608	抗の崩壊防止の為
8.2.4 スクリーン	1 スクリーンは、 <u>巻線型または丸孔巻線型を標準</u> とし、集水面積比は呼び径150以上のものにあつては、巻線部表面積に対して11%以上とする。	P608	現在の標準的な方式に変更
8.2.5 砂利充填	<u>1 孔壁の崩壊及び砂が井内へ流入するおそれがある場合は、砂利充填を行う。</u>	P608	砂利充填が不要な場合があるため
	2 砂利は精選砂利を用い、孔口のケーシング外側隙間から慎重に投入することによりスクリーン周囲への確実な充填を図る。砂利サイズは帯水層の <u>地層サンプルの篩い分け試験</u> を行い、平均粒度径の5倍程度を目安とする。	P608	地層サンプルのふるい分けにより、砂利サイズを決定するため
8. 2. 7 仕上げ	2 <u>仕上げは、地下水が清澄となるまで行い、</u> スクリーン周囲の充填砂利が安定した状態になるまで繰り返す。	P608	仕上げの状態（清澄）を記述
8. 2. 8 揚水試験	(2) <u>水位の測定は10分間隔で行い、各段階の揚水継続時間は、</u> 測定水位の変化量が10mm以下となるまで行うものとし、最大1時間とする。	P608	表現の適正化
8. 2. 9 水質試験	水質試験は <u>公立の保健所、試験所又は認定の試験所にて実施するものとし、水道法に基づく「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に従い、</u> 化学的、物理的及び生物化学的試験を行う。	P609	水質試験について明確化

機械編 9章 尿浄化槽設備工事

9. 1. 1 適用範囲	本仕様は、 <u>合併処理浄化槽の現場施工形</u> （躯体を現場でコンクリート打ちし、構築するものをいう）及びユニット型（工場生産品とし、浄化槽法に基づく型式認定品とする）に適用するもので、その <u>規模、処理性能による方式、型式</u> の区分は、9.1.1表による。	P610	合併処理槽以外の方式は、基本的に許されていないため、9章全体を合併処理槽に限定した表現で統一した
	9.1.1表 処理方式及び型式 環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正による。(BOD20mg以下で除去率90%以上) 昭和55年建設省告示第1292号の改正による。(BOD30, 60以下の告示削除：平成18年1月17日改正 告示, 同年2月1日施行) 平成8年3月29日建設省住指発第135号による。	P610	環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正による整合。
	9.1.2表 現場施工型の施工範囲 51～500人は沈殿分離タイプ 101～500人は流量調整タイプを意味するため区分を記載	P 611 ～	9.1.1表に整合
9. 2. 1. 1 荒目スクリーン	2 目幅の有効間隔は、50mm程度とし、固定スクリーン及び取付けフレームは、ステンレス鋼(SUS304)製で、かき揚げ装置のレーキ部等は <u>プラスチック製又はステンレス鋼(SUS304)製</u> とする。	P614	仕様の追加 (公共建築工事標準仕様書に整合)
9. 2. 5 送風機	1 ばっ気槽用送風機は、次により、2台以上(1台は予備)設けるものとする。 (1) 形式は、 <u>ベルト駆動、直結駆動又は電磁式</u> による容積式とし、 <u>ケーシングは鋳鉄製、サイドカバーは鋳鉄製又は樹脂製</u> 、駆動軸は球状黒鉛鋳鉄又は機械構造用炭素鋼鋼材、ローターは鋳鉄製、ギヤはクロムモリブデン鋼程度の耐摩耗性を有するものとする。	P616	小規模では主に電磁式を使用するため サイドカバーは樹脂製の採用も多いため
9. 2. 7 制御盤	制御盤は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「 <u>電気用品安全法</u> 」に定めるところによるものとし、特記により漏電、過負荷及び滴水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。 なお、汚水、汚物ポンプは、手動及び液面継電器による並列交互運転とする。	P618	法改正による (公共建築工事標準仕様書に整合)
9. 2. 8 液面制御装置	液面制御装置は、レベルスイッチとし、液面の上下に伴い、傾斜角度が変わるスイッチ内蔵のフロート、ケーブル、端子ボックス及びリレーからなり、作動確実なものとする。また、必要に応じて、係留用の重錘付きロープ又はステンレス管を設ける。	P618	水銀スイッチを削除(使用されていないため)
9. 2. 27 せき板	<u>沈砂槽、排砂槽及び排水路に設けるせき板は、JIS K 6745(プラスチック硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性-第1部：厚さ1mm以上の板)による厚さ10mm以上程度の耐食性・強度を有するものとし、取付枠を設け、せき板が容易に着脱でき、汚水が流路より溢流しない構造とする。</u> なお、取付枠が <u>鋼製</u> の場合は、タールエポキシ樹脂塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。	P622	表現の適正化 (公共建築工事標準仕様書に整合)
9. 2. 28 マンホールふた	マンホールふたは、水封形とし、材質等は、4.2.5の(3)により、錠又は回転ロック付 <u>等確実に固定できるもの</u> とする。	P622	ボルトロック仕様もあり限定できないため。
9. 2. 34 施工	(3) <u>土工</u> <u>必要により土留等を行うほか、特記による。</u>	P624	土留めを含めて土工全般が特記事項となるため表現を修正
9.2.35 試験	(4) 空気管は <u>空気圧試験</u> とし、 <u>最高使用圧力の1.1倍の圧力で</u> 、保持時間は、最小60分とする。	P624	表現の明確化 (公共建築工事標準仕様書に整合)
4 通水・総合運転試験	各槽を <u>満水にし</u> 、各機器の能力等を仕様適合するよう調整したのち、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について、異常の有無を試験する。 定常の使用状態に入ったのち、速やかに流入水・処理水の水质分析、騒音測定等必要な試験を実施し、成績表を提出する。	P625	表現の適正化 (公共建築工事標準仕様書に整合)
9. 3. 1 本体構造等	1 ユニット型浄化槽は、 <u>規定の性能を満足するための適正な形状、寸法及び容量を有し、主要構造部は、ガラス繊維強化プラスチック製又はジシクロベンタジエン樹脂製で、土圧、水圧荷重、地震等に対して十分な強度を有するとともに点検及び清掃が容易な構造とする。</u>	P625	目的の追加(公共建築工事標準仕様書に整合) 現在、単独処理方式は新に設置することは困難なため削除。

2(2) 接触材及びびろ材の支持材は、ステンレス鋼 (SUS 304) 製又はプラスチック製の腐食し難いものとする。	P625	SUS 製・プラスチック製以外でも適用できるように範囲を拡大した。
9.3.1 表 基礎等の厚さ	P625	9.1.1 表に合わせる。

機械編 10章 暖冷房設備工事

10. 2. 2 住戸セントラル 暖房方式	3 暖冷房用放熱器の削除	P627	メーカー製造販売中止の為、削除																								
	4 浴室暖房乾燥機 浴室暖房乾燥機は、温水式放熱器に換気機能を組込んだもので、次の性能を有する製品とする。 <u>なお、常時換気機能付の場合は特記による。</u>	P628	常時換気機能付の製品の採用事例が増えた為、追加																								
10. 2. 4 ルームエアコン ディショナ	<u>機器及び材料の仕様については次によるほか、定めのないものは製造者の標準仕様による。</u>	P629	ルームエアコンを本工事で実装する事例がある為、追加																								
	1 一般事項 <u>定格冷房能力が 10kW 以下、かつ、定格冷房消費電力が 3kW 以下のものについては、JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ) によるものとし、また、次の機能等を有するものとする。</u> <u>(1) 暖冷房機能は、コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。</u> <u>(2) 電源は、単相 100V 又は 200V を標準とする。</u> <u>(3) リモコンはワイヤレス式とする。</u> <u>(4) 取扱説明書に、消費者相談窓口が明確に記載されていること。</u> <u>(5) 室外機を耐塩害仕様又は耐重塩害仕様とする場合は、(社)日本冷凍空調工業会標準規格 (JRA 9002) に基づいていること。</u> <u>(6) 室内機、室外機及びリモコンには、所有者及び設置年月をラベル等で表示すること。</u>	P629																									
	2 配管ケース <u>配管ケースの材質は耐候性を有する (-20℃~60℃以上に耐えるもの) 樹脂製を標準とする。</u>	P629																									
	3 室内外ユニットの接続配線等 <u>室内外接続配線は、EM-EEF 3 芯を標準とし、電気容量に対して十分適合するものを用いる。また、ユニット間の専用配線部品等は、製造者の標準仕様としてもよい。配線接続及び接地については、電気編 2.1.25 による。</u>	P629																									
10.2.2 表 住戸内管類の規格	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS H 3300</td> <td>銅及び銅合金の継目無管</td> <td rowspan="4">C1220 の寸法 L・M タイプ</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td><u>断熱材被覆銅管</u> <u>(原管は JIS H 3300 による)</u></td> </tr> <tr> <td>JIS K 6769</td> <td>架橋ポリエチレン管</td> </tr> <tr> <td>JIS K 6778</td> <td>ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>JIS H 3330</td> <td>外面被覆銅管</td> <td rowspan="3">ドレン管</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td><u>硬質塩化ビニル電線管</u></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td><u>硬質ポリ塩化ビニル管</u></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ドレンホース</td> <td>ドレン管 (配管ケース内)</td> </tr> </tbody> </table>	規格		備考	番号	名称	JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管	C1220 の寸法 L・M タイプ	—	<u>断熱材被覆銅管</u> <u>(原管は JIS H 3300 による)</u>	JIS K 6769	架橋ポリエチレン管	JIS K 6778	ポリブテン管	JIS H 3330	外面被覆銅管	ドレン管	—	<u>硬質塩化ビニル電線管</u>	—	<u>硬質ポリ塩化ビニル管</u>	—	ドレンホース	ドレン管 (配管ケース内)	P630	ルームエアコンで必要な管類の規格を追加
規格		備考																									
番号	名称																										
JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管	C1220 の寸法 L・M タイプ																									
—	<u>断熱材被覆銅管</u> <u>(原管は JIS H 3300 による)</u>																										
JIS K 6769	架橋ポリエチレン管																										
JIS K 6778	ポリブテン管																										
JIS H 3330	外面被覆銅管	ドレン管																									
—	<u>硬質塩化ビニル電線管</u>																										
—	<u>硬質ポリ塩化ビニル管</u>																										
—	ドレンホース	ドレン管 (配管ケース内)																									
	(注) ※1 冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係例示基準の規定による。 ※2 ドレン管は JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) に準じるものとし製造者の標準品とする。 ※3 ドレンホース及びドレン排水用シートは、耐久性、耐候性に優れた樹脂製とし、製造者の標準品とする。	P630																									
10. 2. 6 継手類	10.2.4 表 住戸内継手類の規格 <u>JPBA 202 ポリブテン管金属継手</u>	P631	JIS 化のため削除 (JIS K 6779)																								
	<table border="1"> <tr> <td><u>硬質ポリ塩化ビニル管継手</u></td> <td><u>ドレン管</u></td> </tr> </table>	<u>硬質ポリ塩化ビニル管継手</u>	<u>ドレン管</u>		ルームエアコンで必要な管類の規格を追加																						
<u>硬質ポリ塩化ビニル管継手</u>	<u>ドレン管</u>																										

	<p>※1 ドレン管継手はJIS K 6743 (硬質ポリ塩化ビニル管継手) に準じるものとし製造者の標準品とする。</p>										
10. 2. 8 雑材料	<p>(3) 室外機の固定に用いる吊り金具等は、使用時の荷重等に対し、十分な強度を有する材料と構造とし、防錆処理をほどこしたものとする。</p> <p>(4) ドレン管 (VP) に用いる支持金物は、4. 2. 11 による。</p> <p>(5) 潤滑油およびフレア接続等で使用する油については、機器、配管及び冷媒に影響を与えない材料とし、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(6) 冷媒配管等を共巻きするテープは、ポリ塩化ビニル粘着 (非粘着含む) テープ又は、製造者の標準仕様とする。</p>	P632	ルームエアコンに必要な雑材料に関する項目を追加								
10. 3. 1 配管の施工	<p>3 ルームエアコンディショナについては、次によるほか、製造者の標準仕様による。</p> <p>(1) 冷媒配管は、冷媒及び潤滑油の循環が、正常な運転に支障のないよう施工する。</p> <p>(2) 冷媒配管の切断は、パイプカッター等の専用工具を用いて行い、切断面のバリ等の除去を確実にする。</p> <p>(3) 冷媒配管の曲げは、パイプベンダー等の専用工具を用いて行い、最小曲げ半径は、10. 3. 1 表 (最小曲げ半径) によるものとし、曲げ箇所は、なるべく少なく、ゆるやかにすること。</p> <p>10. 3. 1 表 最小曲げ半径</p> <table border="1" data-bbox="395 808 943 987"> <thead> <tr> <th>配管径</th> <th>最小曲げ半径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ6. 35</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ9. 52</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ12. 7</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 冷媒配管は、室内外ユニット間において、原則として継目のない配管で行なうこと。</p> <p>(5) 冷媒配管は、液管とガス管を共巻きしてはならない。ただし、断熱材被覆銅管の場合を除く。</p> <p>(6) 配管完了後、逆流防止器付真空ポンプにより真空脱気し、配管等からの漏れがないことを確認の上、冷媒の充填作業を行なう。</p> <p>(7) ドレン管については、配管内にドレン水が溜まることのないよう先下がりが確保して施工すること。</p> <p>(8) 冷媒配管と接続配線等を共巻きする場合は、冷媒配管の保温施工後に行うこと。また、配管ケース内及び隠ぺい部分の共巻きは、施工に支障の無い間隔で行い、見え掛り部分については、下から上に向かってテープ1/2重ね1回巻きを行なうこと。</p> <p>(9) 防火区画貫通処理は、消防法施行令第8条に規定する区画及び共住区画を貫通する配管の取扱いによる。</p>	配管径	最小曲げ半径 (mm)	φ6. 35	30	φ9. 52	30	φ12. 7	40	P632	ルームエアコンに関する項目を追加
配管径	最小曲げ半径 (mm)										
φ6. 35	30										
φ9. 52	30										
φ12. 7	40										
10. 3. 2 管の接合	<p>また、接続における締め付けについては、トルクレンチを用いて指定されたトルクにより締め付けること。</p>	P633	施工方法の明確化								
10. 3. 3 支持間隔	<p>3 ルームエアコンディショナの配管ケースを躯体に固定する場合の支持間隔は、200mm 以下を標準とし、部材ごとに1ヶ所以上固定すること。</p> <p>4 ルームエアコンディショナのドレン管を躯体に固定する場合の支持間隔は、1m 以下とし、曲がり部及び合流箇所は必要に応じて支持すること。</p>	P634	ルームエアコンに関する項目を追加								
10. 3. 9 ルームエアコンディショナの設置	<p>機器の据付けは、地震等の外力に対して転倒、横すべり等を起こさないよう、設置すること。また、室外機については、振動の伝播を防止するために防振ゴム等による対策を施すこと。</p> <p>なお、防振ゴムによる場合には、JIS K 6386 (防振ゴム-ゴム材料) によるクロロプレンゴム (硬度50~60) とする。</p>	P634									
10. 3. 10 試験、検査	<p>2 冷媒配管の気密試験は、真空脱気後5分以上放置して、真空度が低下しないことを確認し、その結果を記録し監督員に提出する。</p>	P634	ルームエアコンに関する項目を追加								

機械編 11章 換気設備工事

11. 2. 1 換気扇類及び付属部品	機器の使用個所別に型式を明記	P636	整合性
	4 換気口部品 (ベントキャップ, パイプフード) <u>(6) 常時小風量換気用の給気口は樹脂製とし, 手で閉鎖できる機構を有するもので, フィルターの取付けが可能なものとする。</u> なお, 過給気防止機能付とする場合は, 特記による。	P637	常時換気の給気口に関する項目を追加
11. 2. 3 継手類	6 防火ダンパー 防火ダンパーは, <u>関係法令に基づき, 建設省告示 1360 号による防火設備該当品又は建設省告示 1369 号・2563 号・2565 号による特定防火設備該当品とする。</u>	P637	特定防火設備該当品に限定せず, 防火設備該当品も選択可能とした
	11. 2. 3 表 継手類の規格 <u>(注) 2 (4) 鉄板スパイラルダクト用継手は, 製造工場の漏洩試験成績書を監督員に提出する。</u>	P640	品質確保の為, 継手についても追加
11. 2. 4 硬質塩化ビニル管ダクト	<u>2 硬質塩化ビニル管ダクトは, JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) 及び JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手) の規格に準じて製作されたものとする。削除</u> <u>3 硬質塩化ビニル管ダクト (二管路型) は, JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) 及び JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手) の規格に準じて製作された VM 管とする。削除</u>		11.2.2 表に記載済みのため削除
11. 3. 1 管 (ダクト) の 接合, 製作及び 取付け	1 鉄板スパイラルダクト及びステンレスダクトは, 次による。 (1) <u>差込み接合は, 継手の外面にシール材を塗布して直管に差込み, 片側 2 本以上 (呼称寸法 150mm を超える場合は, 片側 3 本以上) の鋼製ビスで周囲を接合したうえ, 継目をアルミテープで二重に巻いて行う。</u> なお, 台所排気系のダクトは, <u>シール材を難燃性ブチルゴムテープとし, 継目に難燃性ブチルゴムテープを巻いた上, アルミテープ 2 重巻き仕上げとする。</u>	P641	現状の適切な施工方法に合わせて修正
	(4) 台所, 浴室等の多湿箇所の排気ダクトは, 必要な場合は, <u>その継目及び継手を外面よりはんだ付けとするか又はシール材でシールを施し, 水抜き管を設けることができる。</u> を削除		施工実績がないため削除
11. 3. 2 支持間隔	3 換気用耐火二層管 (二管路型管を含む) (1) 内管 (JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP))) の接合は, 4. 3. 3 を準用し, 外管軽量モルタル管の接合は, 無機質の不燃性耐熱目地剤で埋めるか, 鉄板製目地カバーを取付ける。	P642	内管の管材について明確化
	3 吊り及び支持 <u>亜鉛鉄板は 0.6mm の厚さのものを帯鉄状に加工したものとす。</u> を削除	P642	使用実績がないため削除
11. 3. 3 機器の据付け及び取付け	<u>(5) 天井埋入型換気扇と天井仕上面のすき間は, アルミテープを天井埋入型換気扇本体の内面に沿って貼ること。</u>	P643	天井内との隙間をなくし, 室内の空気を確実に吸い込む為の施工方法を追加

機械編 12章 共通工事(塗装及び防露・保温工事)

12. 1. 5 塗料	<u>『JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント) による 2 種, JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント) 2 種』を削除</u>	P645	JIS 規格改訂により削除		
12. 1. 6 塗装基準	12. 1. 2 表 各塗装箇所の塗装種類及び塗り回数 注『 <u>5 鋼管及び継手 (黒管) の蒸気用, 煙突並びに煙道に使用するさび止めペイントは耐熱さび止めペイントとしてもよい。</u> 』を削除	P646	使用実績がないため削除		
12. 2. 4 エポキシ樹脂コーティング及びライニング	12. 2. 2 表 エポキシ樹脂コーティング及びライニングの 膜厚及び回数	P648	表現の適正化 (公共建築工事標準仕様書に整合)		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>膜厚及び回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンク類</td> <td rowspan="2">0.4mm 以上 (2 回以上)。ただし, 外面は 0.2mm 以上 (1 回以上) とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>			区分	膜厚及び回数
区分	膜厚及び回数				
タンク類	0.4mm 以上 (2 回以上)。ただし, 外面は 0.2mm 以上 (1 回以上) とする。				
その他					
12. 2. 5 亜鉛, アルミニウム及び亜鉛・アルミニウム合金溶射	<u>1 溶射に使用する線材は次による。</u> (イ) アルミニウムは, JIS H 2102 (アルミニウム地金) に規定されたアルミニウム地金 2 種を用いる。 (ロ) 亜鉛・アルミニウム合金は, JIS H 2107 (亜鉛地金) に規定された亜鉛純度 99.97% (質量) 以上の亜鉛地金及び JIS H 2102 (アルミニウム地金) に規定されたアルミニウム純度 99.70% (質量) 以上のアルミニウム地金を	P648	JIS H 8300 の改訂による (公共建築工事標準仕様書に整合)		

	使用し、アルミニウム含有量は、14～16%とする。 2 溶射は、JIS H 8300 (亜鉛・アルミニウム及びそれら合金の溶射) の膜厚とし、速やかに保護皮膜として封孔剤を溶射面に十分含浸させるように塗布し、乾燥後、下塗り、上塗りを行う。 皮膜厚さは、最小皮膜厚さを 100 μm とし、溶射後、速やかに保護皮膜として3の塗料により塗装を行う。	P648	JIS H 8300 の改訂による (公共建築工事標準仕様書に整合)		
	3 水を対象とする場合の、アルミニウム及び亜鉛・アルミニウム合金溶射皮膜の保護皮膜に使用する塗料は、エポキシ樹脂系塗料とし、塗装は、2回塗りとし、下塗りは希釈した塗料を溶射面に十分含浸させるように塗布しなければならない。	P648	(公共建築工事標準仕様書に整合)		
	4 湯を対象とする場合は、アルミニウム溶射とし、その保護皮膜に使用する塗料は、シリコンエポキシ樹脂系及びシリコン樹脂系塗料とし、作業は、JIS H 8300 (亜鉛・アルミニウム及びそれら合金の溶射) による。	P648	文章構成の修正 (公共建築工事標準仕様書に整合)		
12. 2. 6 溶融亜鉛めっき	JIS H 9124 (溶融亜鉛めっき作業標準) を削除	P648	JIS規格に記載のため削除		
12. 2. 7 溶融アルミニウムめっき	JIS H 9124 (溶融亜鉛めっき作業標準) を削除	P648	JIS規格に記載のため削除		
12. 2. 8 無機 質亜鉛末塗料	『膜厚は75 μmとする。』を追加 2 施工は、プラスト処理 (ISO Sa 2 1/2) の後、上記1の項の塗料1回塗りを行う。	P648 P648	膜厚を追加 施工方法の明確化		
12. 3. 2 材料	12. 3. 1 表 保温材、外装材、防食材及び補助材 12. 3. 1 表 保温材、外装材、防食材及び補助材 <table border="1" data-bbox="347 1003 1058 1144"> <tr> <td>保温化粧ケース</td> <td>保温化粧ケースは、耐候性を有する樹脂製、アルミ合金製、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板、鋼板若しくは鋼材に溶融亜鉛めっきを施したもの、溶融亜鉛めっき鋼板に粉体塗装仕上げをしたもの又はステンレス鋼板製等とし、樹脂製の場合は-20℃から60℃以上に耐えるものとする。</td> </tr> </table>	保温化粧ケース	保温化粧ケースは、耐候性を有する樹脂製、アルミ合金製、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板、鋼板若しくは鋼材に溶融亜鉛めっきを施したもの、溶融亜鉛めっき鋼板に粉体塗装仕上げをしたもの又はステンレス鋼板製等とし、樹脂製の場合は-20℃から60℃以上に耐えるものとする。	P649 P651	仕様の追加 (公共建築工事標準仕様書に整合)
保温化粧ケース	保温化粧ケースは、耐候性を有する樹脂製、アルミ合金製、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板、鋼板若しくは鋼材に溶融亜鉛めっきを施したもの、溶融亜鉛めっき鋼板に粉体塗装仕上げをしたもの又はステンレス鋼板製等とし、樹脂製の場合は-20℃から60℃以上に耐えるものとする。				
	12. 3. 1 表 保温材、外装材、防食材及び補助材 <table border="1" data-bbox="347 1211 1058 1328"> <tr> <td>防食テープ (プラスチックテープ)</td> <td>自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は JIS Z 1901 (防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ) に準ずるもの又は JIS Z 1901 (防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ) による厚さ 0.4mm のもの。</td> </tr> </table>	防食テープ (プラスチックテープ)	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は JIS Z 1901 (防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ) に準ずるもの又は JIS Z 1901 (防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ) による厚さ 0.4mm のもの。	P652	本仕様書で防食テープと表現しているのは、公共建築工事共通仕様書ではプラスチックテープとなっている為、括弧書きにて追加
防食テープ (プラスチックテープ)	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は JIS Z 1901 (防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ) に準ずるもの又は JIS Z 1901 (防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ) による厚さ 0.4mm のもの。				
12. 3. 3 施工	12. 3. 1 表 保温材、外装材、防食材及び補助材 『防食材』の『覆装材』を削除 『補助材』の『アスファルトルーフィング』の削除	P652	JIS削除のため 施工性を考慮し削除		
	『1 防火区画等の貫通部は、モルタル又はロックウール保温材で埋める。』を削除	P653	防火区画貫通部の処理は法に基づくため削除		
	『5 アスファルトルーフィング巻きが困難な継手部分は、ポリエチレンフィルム2回巻きとすることができる。』を削除	P653	施工性を考慮して削除		
	『6 整形原紙の重なり幅は、20mm以上とする。』を削除	P653	施工性を考慮して削除		
	18 ペトロラタム系ペーパを塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープ1/2重ね1回巻きを行う。さらに防食テープ1/2重ね1回巻きを行う。	P655	仕様の適正化		
	19 『記録を監督員に提出する。』を追記	P655	品質確保の為		
12. 3. 4 防露、保温基準	(2) 室内用給気ダクトの保温は、特記がなければ外壁より室内側をロックウール又はグラスウール保温材 (厚さ 25mm) を用いて行う。	P655	保温する範囲を明確化		
12. 3. 2表 管の 防露・保温施工 種別	表の整合	P656			
12. 3. 3表 管の 保温材料及び施 工種別	『アルミニウム板』を削除	P658	採用実績が無いため		

12.3.4表 機器の保温施工種別	『 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板 』を追加	P659	仕様の追加（公共建築工事標準仕様書に整合）																	
12.3.5表 給排水管，消火管及び給湯管の防露・保温の厚さ		P660	表の構成を改良																	
12.3.4 防露，保温基準	<p>8 ルームエアコンディショナの冷媒管に用いる保温材については，JIS A 9511（発泡ポリエチレンフォーム）PE-C-P2に準じた断熱性能を有し，ガス側に用いるものについては耐熱性のものとし，厚さ及びその他の配管の仕様等については，12.3.6表（保温材の仕様及び厚さ）を標準とする。</p> <p>12.3.6表 保温材の仕様及び厚さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適 用</th> <th>配管サイズ (mm)</th> <th>保温等厚み (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銅管 (液側)</td> <td>φ6.35</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銅管 (ガス側)</td> <td>φ9.52</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>φ12.7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ドレン管 (VP)</td> <td>φ13~20</td> <td>12.3.2表の排水による</td> </tr> <tr> <td>ドレンホース</td> <td colspan="2">製造者の仕様による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 冷媒配管の保温は，配管と器具の接続部分も含めて，配管等を露出させないこと。 2 ドレン管の保温は，室内側のみを行う。 3 室外機を室内機より高い位置に設置する場合には，室外機側配管の断熱材端部から水の進入がないようにテーピングをすること。</p>	適 用	配管サイズ (mm)	保温等厚み (mm)	銅管 (液側)	φ6.35	8	銅管 (ガス側)	φ9.52	8	φ12.7	10	ドレン管 (VP)	φ13~20	12.3.2表の排水による	ドレンホース	製造者の仕様による。		P660	ルームエアコンに関する項目を追加
適 用	配管サイズ (mm)	保温等厚み (mm)																		
銅管 (液側)	φ6.35	8																		
銅管 (ガス側)	φ9.52	8																		
	φ12.7	10																		
ドレン管 (VP)	φ13~20	12.3.2表の排水による																		
ドレンホース	製造者の仕様による。																			

機械編 13章 エレベーター設備工事

13.1.2 適用法規等	<p>1 エレベーター設備工事は，「建築基準法」，同法施行令及び<u>同令</u>に基づく告示，日本工業規格（JIS），並びに各地方条例ほか関連諸法令等の定めるところによる。</p> <p>2 この章に明記していない事項については，<u>製造者の標準仕様</u>とする。</p>	P661	表現の適正化																
13.2.1表 マシンルームレス型エレベーターの規格	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>RU-13-2S-45(W, Q, F)</td> <td>900kg</td> <td>13名</td> <td>45m/min</td> </tr> <tr> <td>RU-13-2S-60(W, Q, F)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>60m/min</td> </tr> <tr> <td>RU-13-2S-90(W, Q, F)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>90m/min</td> </tr> <tr> <td>RU-13-2S-105(W, Q, F)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>105m/min</td> </tr> </tbody> </table>	RU-13-2S-45(W, Q, F)	900kg	13名	45m/min	RU-13-2S-60(W, Q, F)	〃	〃	60m/min	RU-13-2S-90(W, Q, F)	〃	〃	90m/min	RU-13-2S-105(W, Q, F)	〃	〃	105m/min	P662	トランク部分をかごスペースとした13人乗りの仕様を追加
RU-13-2S-45(W, Q, F)	900kg	13名	45m/min																
RU-13-2S-60(W, Q, F)	〃	〃	60m/min																
RU-13-2S-90(W, Q, F)	〃	〃	90m/min																
RU-13-2S-105(W, Q, F)	〃	〃	105m/min																
13.2.2 基本仕様	<p>乗り捨て式を削除</p> <p>6 <u>非常時の安全対策</u>の削除</p>	P662	修正																
13.2.3 別途工事	(4) PC工法又は鉄骨構造の昇降路における昇降路内ファスナー， <u>三方枠等固定金物</u> ，又は支持枕設置工事。	P663	階高により枠固定材が必要となるので追記																
13.2.4 各部の仕様	<p>4 <u>電源盤</u>・制御盤</p> <p>(3) <u>制御盤及び電源盤</u>は，地震時に転倒又は移動することを防止するため，強固に固定すること。</p>	P664	電源盤についても必要な為																
5 主索	<u>JIS G 3525（ワイヤーロープ）若しくはJIS G 3546（異形線ロープ）に定めるもの，又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。</u>	P664	JIS規格品及び認定品によるものとした																
6 レール	<p>(1) <u>エレベーター用として特に製作されたT形レールで，鋼材によるSS400以上とし，その長さは5mを標準とする。</u></p> <p>(2) <u>素材のひずみを取り除き，三面を精密に機械仕上げしたもので歯厚の寸法公差は0.1mm以内とする。</u></p> <p>(3) <u>レールの継目は，ほそ継ぎとし，継目板で接続する。</u></p> <p>(4) <u>レール取付範囲は，緩衝器の行程をすべて押し下げた状態において，かご又はつり合おもりがレールから外れない位置まで設けるものとする。</u></p> <p>(5) <u>ガイドレールはガイドシューとのかかり代及び許容たわみ量が「耐震指針」に定める値を満足するものとする。</u></p>	P665	耐震指針に関する記述の為，内容を修正 （公共建築工事標準仕様書に整合） 耐震指針によるものとした																

	13.2.3表 ガイドシューのかかり代及び許容たわみ量の削除		耐震指針によるものとして削除
7 レールブラケット	(1) <u>鋼材によるSS400以上とし、昇降路壁又は梁に取付ける。</u>	P665	(公共建築工事標準仕様書に整合)
	(2) 取付け間隔は、レールサイズ、昇降機に加わる力、地震力に対応するものとする。	P665	(公共建築工事標準仕様書に整合)
12 かご	(3) 出入口柱 ステンレス製(SUS304)とし、 <u>ヘアラインまたはパイプレーション仕上げとする。</u>	P665	仕様を追加
	(4) かご室の幅木 ステンレス製(SUS304)とし、 <u>ヘアラインまたはパイプレーション仕上げとする</u>	P666	仕様を追加
	(5) <u>かごの戸</u> (イ) 電動自動開閉装置(セーフティシュー付)により静粛かつ円滑に開閉できるものとし、形式は2枚戸片開きとする。	P666	適用範囲の明確化
	(ハ) 窓付き戸の場合のガラスの大きさ等は次による。 ・ガラスは厚さ6.8mm以上、大きさ700mm×200mm以上の網入りガラスとする。 ・取付高さは床面から窓ガラス上端まで1800mmとし、かごの戸の表面との段差は2.5mm以下とする。	P666	大形防犯窓も可能とする表現に変更
	(6) <u>かごの敷居</u> ステンレス製(SUS304)、 <u>又は硬質アルミ製とし溝一本につき2個以上のゴミ落とし穴を設ける等清掃性を考慮した構造とする。</u>	P666	適用範囲を明確化のりば側敷居が硬質アルミのため追記した
	(8) <u>かごの床</u> ステンレス製(SUS304厚さ1.0mm以上)下敷板材又は床板とし、2mm厚以上の合成樹脂タイル張り <u>又は合成樹脂シート張り仕上げとする。</u>	P666	適用範囲を明確化 仕様の追加
	(10) 換気扇 天井埋込型とし、「ON」「OFF」の切り替えは、かご操作盤に <u>内蔵したスイッチによるものとする。</u>	P666	スイッチ位置の明確化
13 乗場	(2) <u>乗場の戸</u> (イ) かごの戸に連動して開閉する片面張りパネルドアとする。	P667	適用範囲を明確化
	(ロ) 厚さ1.6mm以上の鋼板にラッカー塗装仕上げ又は合成樹脂系塗装並仕上げ <u>若しくは化粧鋼板を標準とする。</u>	P667	仕様の追加
	(ハ) 窓付き戸の場合のガラスの大きさ等は次による。 ・ガラスは厚さ6.8mm以上、大きさ700mm以上×200mm以上の網入りガラスとする。 ・取付高さは床面から窓ガラス上端まで1800mmとし、かごの戸の表面との段差は2.5mm以下とする。	P667	大形防犯窓も可能とする
	(ニ) <u>昇降路が壁穴区画とみなされる場合の乗場戸は平成12年建告第1360号又は1369号に規定された防火設備、特定防火設備と同等の遮炎性能を有するものとする。</u>	P667	乗場の防火設備のため移動
	(3) <u>乗場の敷居</u> 敷居は硬質アルミ製とし、建物出入口階の敷居溝は溝一本につき2個以上のゴミ落とし穴を設ける等清掃性を考慮した構造とする。 <u>ただし、遮煙扉を設置する場合はゴミ落とし穴は設けない。</u>	P667	適用範囲を明確化 遮煙扉の設置を考慮し追記
15 <u>いたずら及び誤操作防止装置</u>	かご操作盤先行ボタンのいたずら押しにより、無用な登録がなされたと判断したとき、登録を解除する装置を設ける。	P667	表現の変更
16 信号装置	(1) 乗場位置表示器及び押しボタン 点灯 <u>又はデジタル表示</u> によりかごの位置及び進行方向を示すもので、押しボタン組み込み型とし、各階乗場枠に取付ける。 2台群乗合及び3台全自動群管理の場合は、位置表示器及び押しボタンは分離型も可とする。(カバープレートの材質は製造者標準仕様とする。)	P667	「等」を明確化しデジタル表示を追加

	(2) かが内位置表示器 (イ) 点灯又はデジタル表示によりかごの位置を表示するもので、かが操作盤又はかが内の出入口もしくはかが操作盤上部に取付ける。	P667	デジタル表示を追加															
	(3) かが内操作盤 (ロ) 非常停止スイッチは操作盤の施錠可能なボックスに取付ける。	P667	取付場所の明確化															
17 警報装置	(5) 自動通報装置システム（付加仕様）が具備されている場合、異常通報によりかが内乗客とエレベーター保守管理会社の要員がインターホンを經由して交信と同時に、上記（3）及び（4）によらず、かが上部の警報装置の鳴動を停止させること。	P668	ブザーの鳴動を停止させないと、うるさくて交信時の会話が聞こえない為															
18 連絡装置	(3) 『マシナールームレス型エレベーターの場合前記とは別に、』を削除	P669	当該項目自体がマシナールームレスに関する記述であり不要なため削除															
19 安全装置	(10) 冠水検知装置 ピット下部に水が流入し設定水位まで達した時は、エレベーターを最下階以外の階に停止させ、異常を通報できるものとし、 <u>運転動作は13.2.2図による。</u>	P670	13.2.2図 冠水検知装置の動作フローの追加															
	(11) 非常停止スイッチ かごの内及びかごの上で動力を切ることができる装置とする。ただし、かが内の非常停止スイッチは操作盤の施錠可能なボックスに取付ける。	P670	取付け場所を明確化した															
	(13) 制御盤扉スイッチ <u>制御盤扉スイッチはピット作業台スイッチ又は、制御盤の扉スイッチが作動した時にエレベーターの運転を停止する。また、制御盤をピット部に設置した場合には、点検台の開放を検出するスイッチによってエレベーターの運転を停止する。</u>	P671	点検台スイッチを追記し文書を変更															
20 電気配線・配管	(イ) 昇降路内、かが及び各種盤にふ設する配線は、次に該当する場合を除き、金属管配線、金属線ひね配線、金属ダクト配線、バスダクト配線 <u>合成樹脂配線</u> 又はケーブル配線とする。	P671	仕様の追加 (公共建築工事標準仕様書に整合)															
	(2) 材料 (イ) 電線は、JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))、JIS C 3317 (600V二種ビニル絶縁電線 (HW)) 及びJIS C 3401 (制御用ケーブル) <u>又はJIS C 3612 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F)) 又は相当品とする。</u>	P671	仕様の追加 (公共建築工事標準仕様書に整合)															
	(ロ) 配線用金属管は、JIS C 8305 (銅製電線管) による薄鋼電線管、 <u>JIS C 8309 (金属製可とう電線管)</u> 又はねじなし電線管とする。	P671	仕様の追加 (公共建築工事標準仕様書に整合)															
	(ハ) ケーブルは、 <u>JIS C 3312 (600V ゴムキャブタイヤケーブル)</u> 、 <u>JIS C 3401 (制御用ケーブル)</u> 又は同等品とし、エレベーター用ケーブルにあつては、 <u>JIS C 3408 (エレベーター用ケーブル)</u> 又は同等品とする。	P671	(公共建築工事標準仕様書に整合)															
	(ニ) 昇降路及びかごにふ設する電線及びエレベーター用ケーブルの太さは、13.2.4表による。ただし、「電気設備に関する技術基準を定める省令の解釈」第237条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は、製造者の標準仕様とする。	P671																
21 絶縁抵抗	<u>導電部と大地間の絶縁抵抗値は、13.2.5表による。</u> 13.2.5表 絶縁抵抗値 (単位MΩ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の使用電圧</th> <th>絶縁抵抗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機主回路</td> <td>300V以下のもの</td> <td>0.2以上</td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの</td> <td>0.4以上</td> </tr> <tr> <td>制御回路</td> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1以上</td> </tr> <tr> <td>信号回路</td> <td rowspan="2">150Vを超え300V以下のもの</td> <td rowspan="2">0.2以上</td> </tr> <tr> <td>照明回路</td> </tr> </tbody> </table>	回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗	電動機主回路	300V以下のもの	0.2以上	300Vを超えるもの	0.4以上	制御回路	150V以下のもの	0.1以上	信号回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2以上	照明回路	P672	文章を表に置き換え (公共建築工事標準仕様書に整合)
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗																
電動機主回路	300V以下のもの	0.2以上																
	300Vを超えるもの	0.4以上																
制御回路	150V以下のもの	0.1以上																
信号回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2以上																
照明回路																		
23 塗装	エレベーター設備における塗装は、製造者の標準仕様による。	P673	表現の統一化															
13.2.5 付加仕様	1 停電時救出運転装置 停電時救出運転装置の動作フローの見直し	P674																
4 防犯カメラ	(1) 防犯カメラは電気編6.2.12による。 (2) かがは防犯カメラの取付け可能な構造とする。	P675	電気編によるものとした															

5 乗場	(1) <u>かご到着灯</u> および押ボタン ホールランタン3台全自動群管理の場合、点灯によりかごの到着を知らせるもので、乗り場枠に取付ける。(カバープレートの材質は製造者標準仕様とする。)	P676	ホールランタンのことを指すため、わかりやすいように「かご到着灯」に名称変更
6 視覚障害者向仕様(点字表示等)	(4) 表示方法 (イ) 点字の大きさと並べ方 13.2.5 図の見直し	P677	JISに合致するため
10 フェッシャープレート	<u>かごの床先と昇降路の壁との隙間が125mmを超える場合は、出入口の有効幅に約100mm(片側約50mm)を加えた幅でフェッシャープレート等の保護面を設け、この保護面とかごの床先との隙間を125mm以下とする。</u>	P678	適正な表現に変更
11 乗場枠	(2) 乗場枠取付材 <u>乗場枠取付材の材料及び仕上げは、乗場枠に準ずるものとする。</u>	P678	設置基準が記載されていたため材料の仕様に関する記述に変更
13 自動通報システム	<u>『(3) 自動通報システムに使用する電話回線は、エレベーター3台までは1回線で共用できることとする。』</u> を削除	P678	工事毎に対応する内容であるため削除
	<u>『(イ) 発信機1台当たりのエレベーター監視台数は、原則として3台までとする。』</u> を削除	P678	
15 地震時管制運転装置	(ロ) S波感知器 S波感知器は13.2.9表によるものとし、 <u>エレベーター停止階の最上階の高さが地盤面から45m以上の場合は精密級を、45m未満の場合は普通級を使用し、製造者の標準仕様で定める部分に堅固に取付ける。</u> なお、感知器の設置単位は原則として昇降路毎とし、精密級使用の場合に限り複数の昇降路と共用(非常用エレベーターは除く)できるものとする。	P679	巻上機をピットに設置する場合もあるため適正な表現に修正 (公共建築工事標準仕様書に整合) 表現の統一化
	13.2.10表 地震感知器の加速度設定値 <u>『※1:耐震指針における耐震クラスB(標準)の場合』</u> を削除	P680	直接の関係がないため削除
19 かご養生	かご室内を保護するための養生(壁についてはかご保護マット1800H)を施す <u>場合は特記による。</u>	P682	
13.2.6 福祉型仕様	(5) かご内鏡 <u>建築基準法施行令第129条の6第一号に規定されるものと同等の安全性を有するものとし、鏡の幅は500~700mm以上の平面鏡で下端は床面から500mm程度、上端は床面から1900mm程度の位置に取付ける。</u>	P683	法に適合するものとし、設置位置等を修正(JEAS-C506と整合)(公共建築工事標準仕様書に整合)
	(6) かご出入口検出器 <u>『静電式又は超音波式にて』</u> を削除し、光電式を標準とする。	P683	静電式と超音波式は現在生産されていないため削除
13.3.2 別途工事	<u>(4) 照明設備</u> を追加	P684	
13.3.4 機械室内機器 5 電動機	電動機は、エレベーター用として特に設計、製作された三相交流誘導電動機 <u>又は永久磁石形同期電動機</u> で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な起動にも十分耐える構造とする	P685	近年の採用実績から仕様を追加
13.3.9 警報装置及び連絡装置	<u>1 警報装置</u> <u>13.2.4の17による。</u> <u>2 インターホン</u> <u>13.2.4の18による。</u> <u>ただし、機械室内に親機を設ける。</u>	P686	原則マシンルームレスと同様のため削除
13.3.11 電気配線	1 一般事項 <u>『13.2.4の20(1)による。』</u> <u>4節 油圧エレベーター</u> 削除	P686	原則マシンルームレスと同様のため削除 一般住宅には実績がないため削除

機械編 14章 機械式駐車装置設備工事

14.4.1表 住宅用駐車装置の区分及び型式	(注) *3 自動車を駐車収容する駐車室と自動車用エレベーターとの組合せで、立体に構成させる方式のうち、エレベーターから <u>駐車室に搬器と自動車</u> を移すための搬送装置を設けたものをいう。縦式は	P688	表現の修正
------------------------	--	------	-------

		自動車の前後方向に駐車室を設けるものをいい、横式は左右方向に設けるもの、旋回式は自動車用エレベーターの昇降路円周上に駐車室を設けるものをいう。		
14. 3. 1	1	(3) <u>周辺の柵を含む外溝工事</u>	P689	別途工事の追加
別途工事		(5) 排水, 換気, 消火設備工事, <u>照明設備工事</u>	P689	表記位置移動
	2	(2) <u>電源盤までの</u> 一次側電気設備工事	P689	表現の修正